

平成25年12月11日から

平成25年12月11日まで

標茶町議会

議案第69号・第70号・第71号・第72号

審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第 69 号・第 70 号・第 71 号・第 72 号審査特別委員会記録目次

第 1 号（12 月 11 日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第 69 号 平成 25 年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第 70 号 平成 25 年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	14
議案第 71 号 平成 25 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	16
議案第 72 号 平成 25 年度標茶町病院事業会計補正予算	17
総括質疑	
深見 迪 君	20
本多 耕平 君	28
後藤 勲 君	35
舘田 賢治 君	38
閉会の宣告	55

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成25年12月11日（水曜日） 午前11時32分 開会

付議事件

議案第69号 平成25年度標茶町一般会計補正予算

議案第70号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第71号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第72号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席委員（13名）

委員長	川村多美男君	副委員長	菊地誠道君
委員	松下哲也君	委員	長尾式宮君
〃	本多耕平君	〃	林博君
〃	黒沼俊幸君	〃	後藤勲君
〃	館田賢治君	〃	鈴木裕美君（午後1時40分遅参）
〃	田中敏文君	〃	熊谷善行君
〃	深見迪君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 平川昌昭君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

建設課長	井上 栄 君
水道課長	妹尾 茂樹 君
育成牧場長	類瀬 光信 君
病院事務長	蛭田 和雄 君
やすらぎ園長	山澤 正宏 君
農委事務局長	牛崎 康人 君 (農林課長兼務)
教育長	吉原 平 君
教委管理課長	高橋 則義 君
指導室長	青木 悟 君
社会教育課長	伊藤 正明 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手 美男 君
議事係長	小野寺 一信 君

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

(議長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会を開会いたします。

(午前11時32分開会)

◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席1名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君) 委員長の互選については、指名推選として、私から指名することによってよろしくお取り計らい願いたいと思います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君) 委員長には川村委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願いたいと思います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から、委員長に川村委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には川村委員が当選いたしました。
休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

(委員長 川村多美男君委員長席に着く)

- 委員長(川村多美男君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

- 委員長(川村多美男君) 続いて、副委員長の互選を行います。
互選の方法について発言を求めます。
後藤委員。

- 委員(後藤 勲君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお取り計らい願います。

- 委員長(川村多美男君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(川村多美男君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。
後藤委員。

- 委員(後藤 勲君) 副委員長には、菊地委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

- 委員長(川村多美男君) ただいま後藤委員から、副委員長に菊地委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(川村多美男君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には菊地委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第69号ないし議案第72号

○委員長（川村多美男君） 委員会に付託を受けました議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号を一括議題といたします。

議題4案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題4案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第69号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第69号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 病院の9,976万5,000円の補正でありますけれども、これ一般財源対応ですが……

（「今、3款」の声あり）

○委員（舘田賢治君） 3款か。今、2款か。

○委員長（川村多美男君） 今、3款民生費です。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 今の続きですけれども、病院の9,976万5,000円の入院の負担金が685万7,000円、病院の会計上の補助金が9,290万8,000円、これの根拠というか、分け方はどういうふうになされたのですか。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

病院費の負担金と補助金の内訳でございますが、まず、その内訳についてお答えをいたします。

まず、負担金でございますが、救急医療確保に要する経費としまして138万7,000円の増でございます。それと、分娩にかかわる周産期医療に要する経費で587万2,000円の増、

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

それと小児科医療に要する経費としまして65万3,000円の減、それと医師確保対策に要する経費といたしまして53万2,000円の減、それと医師勤務環境改善に要する経費としまして68万1,000円の増、それとリハビリテーションに要する経費としまして10万2,000円の増、合計685万7,000円の負担金の追加でございます。

続いて補助金でございますが、僻地医療対策といたしまして396万1,000円の減、入院患者の不採算補填、減収補填でございますが、6,277万6,000円の増、それと経営基盤強化対策といたしまして3,409万3,000円の増で、補助金の計で9,290万8,000円でございます。

○委員長（川村多美男君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） まず、この負担金の関係なのですが、これでやめますけれども、あと総括でちょっと聞かせてもらいます。緊急医療の部分で138万7,000円の増、これ緊急医療の部分というと、中身をちょっと詳しく聞いておきたいなと思います。

それと、医師の環境改善の部分で六十何万円と言っていましたね。これはどんな内容なのでしょうかね。

それから、これ小児科の経費63万円の増と言っていましたけれども、小児科のほうの経費65万円の減と言ったのか、これはどんな内容でこれ減なのか。その内容もちょっとお知らせください。

それと、補助金のほうの入院患者の分の減になったということは、これ入院患者の収入が減収したから6,277万6,000円を補助金で出すという意味なのでしょうかね。それがまず1つ。

それと、経営基盤強化のために3,490万3,000円を出すということなのですが、この3,490万3,000円の経営基盤強化というのは、今のこの病院会計の中からいくと、どういう強化というか、これも総括で資本金と連動して私聞こうと思うのですが、今、このあれが出たからあれなのですから、どういう強化になるのでしょうか、今のこの現実の病院会計の中で。これだけちょっと聞いておきたいなと思います。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

まず、負担金の中の138万7,000円の増でございます。これについては、ご指摘のとおり、救急医療確保に要する経費でございますが、救急医療に従事する医師、看護師の給与費、これについて62万円の減、それと空き室確保に係る経費ということで200万7,000円の増、差し引き138万7,000円ということでございます。

それと、小児科医療に要する経費の65万3,000円の減でございますが、小児科医師の1名の医師報酬、それと旅費、旭川医大から標茶町立病院までの往復の旅費、それと薬品等の材料費、それから医業収益の経費を引いておりますが、それと看護師2名分の人件費ということで見ておまして、65万3,000円の減ということでございます。

それと、町立病院に勤務する医師環境改善に要する経費でございますが、医師報酬でございまして、68万1,000円の増ということでございます。

続いて補助金でございますが、不採算補填ということでの入院患者の減収補填ということで6,277万6,000円の増でございますが、当初、空き室については7.1床、ベッド数を見ておりましたが、入院患者が大幅に低迷しておりますことを受けまして、減収補填を見直しまして、それにかかわって入院患者の減少による減収の補填分として6,277万6,000円という意味でございます。

それと、経営基盤強化対策の3,409万3,000円の増でございますが、これにつきましては、病院事業会計の収支均衡補填に要する経費ということの意味合いでございまして、端的に申し上げますと、補助金、負担金で不足する部分、これについて補填する補助金であるという捉え方でございます。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、これで今やめようと思ったのですけれども、私が聞いているのは、この入院患者の減収分の6,277万6,000円、これの意味を聞いているのではなくて、この根拠を聞いているのです。6,277万6,000円のこの減収をしたというふうにして計算した根拠。

それから、今、企業会計の中でこういうことがいいのかと思うのだけれども、補助金、負担金でこれ経営基盤強化の、補助金と負担金で経営上足りなくなった分が補助金だとかというのなら、それはこの企業会計がやっていて不足分を補填するというのなら意味がわからないわけでないけれども、ちょっと意味がわからないなと思ったのです。ここのところをもう一度説明してください。それ根拠だけ知らせてください。

それと、今言われたやつ、これ何かメモ書きでもいいから内訳、減収の分がプラスになったりして書いているものですから、ちょっと後で私も使いたいと思うので、今言ったものを何かメモでもう一回書いていただけませんか。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 済みません。

まず、補助金のほうの不採算補填の入院患者の減収補填でございますが、当初の補助金のこの不採算補填の入院患者の減収補填では、7.1床掛ける1年間365日掛ける1人1日入院患者の単価であります2万6,700円を掛けて6,619万3,000円ということで見込んでおりましたが、これが患者数の減少によりまして、13.8床掛ける365日掛ける、単価も下がったということでございまして、入院患者1日当たり2万6,200円の単価ということで1億3,196万9,000円を算出し、差し引き6,277万6,000円の増ということで計算をさせていただいております。

それと、経営基盤強化対策につきましては、繰り出しにつきましては、国の基準も項目もございまして、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、本来、一般

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

会計として病院会計へ繰り出す負担金については負担すべき金額ということで負担金の項目がございますし、補助金については、いわゆる政策的に必要な補助金として不足する分、これについて補助をするということになってございまして、それらで不足している補助金として3,409万3,000円ということで見積もっているということでございます。

○委員長（川村多美男君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） 負担金と補助金のあり方についてのお尋ね、若干……

（「いや、あり方を聞いているのではないのだぞ」の声あり）

○副町長（森山 豊君） ええ、補足をさせていただきますけれども、これまでも当初予算を含めましてありましたが、今、事務長から説明がありましたように、負担金については、法令等で定められた部分の当然負担すべきものということでありまして、それらについては交付税の算定に入っているということでもあります。

それから、補助金にありましては、本来は経営の部分ですから歳入歳出、その中でおさめるというのが本来筋でありましようけれども、ご案内のとおり、この僻地医療を守っていくためにはどのようにするかということで、これはご承知のことだと思いますけれども、それらについて地方自治体が負担しても結構ですという形で進めているわけですが、できるだけこれを圧縮すべく努力しているところでもありますけれども、少なくとも地域医療を守って赤字という形は出さないというような自治体の努力といたしますか、そういうような負担金と補助金のあり方でもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（川村多美男君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時10分

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） 塵芥処理費の容器包装再商品化委託料の減額の部分、100万円ほど上がっていますけれども、内容についてお伺いしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） これにつきましては、その他プラスチックなど、回収業者に有料で買い取りをしていただけないものについて、町のほうで処理を委託しているという部分がございます、それにつきましては、当初予算で285万7,000円ほど見ているのですが、現在の執行残の状況を見まして、現在、支出しているのが87万3,983円という状況でございますので、今後の状況を勘案しまして今回、100万円ほど減額させていた

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

だいたということでございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、5款労働費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 森林整備事業ですか、森林整備の地域活動支援事業の1,400万円の減なのですが、この内容について、どういう内容で減になっているのか、ちょっとお知らせください。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

これ国の事業でありまして、森林所有者、それから森林組合等に対しまして、北海道、市町村を通じて交付金を交付するという事業であります。内容につきましては、森林所有者等が行う森林施業の集約化に必要な諸所の取り組みに対する交付金ということで、スタート当初は山の中山間とか、そういうような言われ方をした事業であります。

それで、平成25年度の当初予算なのですが、平成24年度と同様に、路網整備等の活動についても交付金が出ると見込んで山の所有者の意見を取りまとめた森林組合とも協議をして予算を計上したところでありますが、平成25年度が始まりまして、補助要領の一部見直しが行われまして、従前の条件と随分変わりました、最終的には今対象にできる森林がないという、そういう判断を委託事業者であります森林組合が下しまして、今回、皆減ということで措置をしたところであります。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 牧野管理費なのですが、11、需用費の敷料、それから飼料費、これが結構今になって大きな金額だと思うのですが、この内容をちょっと説明してください。

○委員長（川村多美男君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

まず、需用費の消耗品についてですけれども、ご存じのとおり、8月後半以降の天候不順によりまして放牧地の草の量というのが大変少なくなりましたので、例年よりも早く、妊娠牛につきましては200頭程度を一月ほど早く舎飼いを開始しましたので、その分に対応するための敷料ということで、追加で手当てをさせていただきました。

それから、飼料費についてですけれども、当初2,300頭で予算化を全てしております

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

が、実績として2,600頭前後でずっと推移してきておりますので、その分の実績による差を10月末までの分を今回は補正させていただいています。11月以降3月までの分については、この中には含まれておりません。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） この観光費の中の燃料費というのは、これどこのものを指して言っているのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

燃料費総体で春先の使用量がアップしたという部分と、当初の単価が88円から101円に変更になったという部分で、これからの冬の塘路の休憩施設の部分ですとか、キャンプ場のトイレの部分ですとか、そういう部分が不足すると予見されましたので、補正をさせていただいているところでございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 小学校費の学校運営管理費の人夫賃の、これ24万円出ているのですが、これはどういうことですか。

○委員長（川村多美男君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） お答えいたします。

標茶小学校に配置しております特別支援につきまして、居住地が釧路市でありますので、標茶小学校までの通勤手当分について、今回、補正させていただきました。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それは何月からという。当初からの人ですか、それとも途中からの人ですか。

○委員長（川村多美男君） 管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 4月から勤められております。

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それがどうして今増額になるのですか。

○委員長（川村多美男君） 管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 当初予算が2月、3月でありましたので、その時点で誰を使うかというのが決定しておりませんでしたので、釧路市の方になりましたので通勤手当が必要になり、今回補正させていただきました。

○委員（深見 迪君） わかりました。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 給与費の中の時間外勤務手当、これの内訳といいますか、課によってかなり、仕事の内容によってかなり差があると思いますけれども、わかる範囲でお知らせいただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君君） お答えいたします。

時間外勤務手当、今回380万円増額してございます。主な要因としましては、これまで行政報告等で申し上げておりますけれども、ことしに入りまして非常に気象条件が悪く、災害が大変数多くこちらのほうで被害を受けている状況、その対応を含めて増額をしている状況であります。かなり前年度に比べましても、時間数で申し上げますと現在まで2,700時間ぐらいふえているのですよ。総体ですと、特に今でありましても現場の災害対応で、建設課で主に復旧を行っておりますけれども、約1,900時間ぐらい建設課だけでふえているところでございます。

○委員長（川村多美男君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 大体その内容についてはわかったのですが、今の災害対応だとか、課によってかなりばらつきがあると思うのですが、大体わかればどの課が多いのか実は私も時間遅くにこの役場の前を通ると、いつも電気がついている場所というのは必ず同じ、毎日通るわけでないからはっきりしたことは言えませんが、そういったことでちょっと知りたくて、課によって大きく分ければどうなのかお聞きしたかったのです。

○委員長（川村多美男君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君君） 課によって、その時々時期あるいはその業務の内容に

よって一概には、年間を通してその課あるいはその担当者がずっと時間外をするということとはなかなかあり得ない部分もありますけれども、トータル的に毎年それぞれ各係の前後をしますけれども、今時点でことに限って申し上げますと、実際に課で前年度で増額しているというのは農林課、それから建設課、それから税務課、企画財政課が前年度より若干ふえてございます。特に、先ほど申し上げたとおり、建設課と農林課も災害が結構多うございましたので、そちらの部分でふえているということでの把握をしているところでございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から20款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） 国庫支出金の中で、補助メニューの変更ということで2項目ほど、住宅・建築物耐震改修等事業補助金の中、減額が1,800万円余りと166万円のこの補助メニューの変更とはどういう形の補助メニューの変更だったのか、お知らせください。

それと、財政調整基金繰入金の1億5,000万円ほど減額になった要因をお聞かせください。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） まず、農林水産業費国庫補助金のメニューの変更ということのお尋ねであります。説明にもありました磯分内酪農センター耐震改修工事に係る国の補助メニュー、当初、国交省の補助メニューを予定していたのですが、農林水産省の補助メニューが有利であるということから、その後申請、それから内示を受けまして補助メニューの変更という手続になりました。当初3分の1から今回2分の1ということで、補助メニューが変更になったということです。

それからもう一点、教育費の国庫補助金につきましても、同様に阿歴内公民館耐震改修工事で、同じく国交省の補助から農水省の補助に変更して、補助率も有利になったということで変更いたしました。

○委員長（川村多美男君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 財政調整基金の繰入金の減額の理由ということでございますが、支消の減額といたしましては、他の補助金の増額と交付税の増額分でございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） この第2表の債務負担行為の補正、火葬場の関係ですが、1,536万9,000円を上限としてこれ3年間、1年目にすると512万3,000円ということです。これの算出された根拠を教えてくださいのがまず第1点。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをいたします。

ただいま限度額について1,536万9,000円というふうになっておりますが、年度別に金額が変わっていきまして、その理由につきましては、積算根拠の中で指定管理者の研修旅費を初年度に1人分つけております。それから、職員の制服代2着分ということで、また別枠に初年度分つけていますので、その分で金額が変更になります。

それで、金額につきましては、26年度が534万6,000円、27年度、28年度が同額ですが501万1,200円、これらの合計が限度額の1,536万9,000円だということでご理解をいただきたいと思います。

なお、積算の根拠につきましては、これは以前、議会の委員会の中でも説明をしたところですが、主なものにつきましては、火葬業務に伴う賃金、それから補助的案内人の賃金、それから清掃関係の賃金、それから先ほど説明しました指定管理者関係の旅費、それから火葬場まで通勤するための交通費、それから需用費等につきましては、例えば火葬の際に使う化粧砂であるとか、それぞれの何々家という形に表示をする印刷機関係、それから先ほど言いました制服費関係、それから役務費関係としましては、火葬場のくみ取り料であるとか制服のクリーニング代等、それから固定しているものにつきましては、委託料としましてこれまで電気保安協会への委託、それから自動ドアの保守点検、オゾン層脱臭関係の点検、ガラス清掃、床清掃関係の点検委託料、それから火葬炉を導入したメーカーとの保守点検等々を委託料として計上して積算したということでございます。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 委員会でやって詰めてきたことと、今、これ本会議だから、本会議で今改めて聞いているのですけれども、これは今言われた工種ごとの細かいことまではよろしいですけれども、概略の主なものを大体数字でお知らせしていただきたいのです。これを限度としているわけですから、その時々で金額が変わってくる、いろいろあると思いますから、それはわかります。この1,536万円というふうに積み上げてきた主なものを数字でお知らせください。

それと、時間の関係もありますから、指定管理者料の、これをするによって、あそこの管理の中で、今度は一般会計から出るものといったら、あと何が火葬場の関係で残っているのか、それもあわせて。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、佐藤君。

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

指定管理者の部分につきましては、指定管理3年間の金額、標茶町が想定している金額につきましては、既に募集要項の中で公表しております。その範囲の中で、今回申請のあった団体がその金額を参考にしながら、予定と収支予算書を作成してきたということでもあります。

それから、一般会計からの26年度からのこれ以外の支出の部分については、指定管理者、3年間の契約になっていますので、今回、年間の火葬の件数を実は過去5年にさかのぼりまして試算をしまして年間91件という件数を出して算出しております。それで、毎年状況によりまして、例えば件数が変わることによって影響を受け得る特に需用費の関係の電気料、水道料、燃料費につきましては、今回、町から直接支出をするという形にさせていただきました。これは3年間指定管理者をやっていく中で、その中で含めても大丈夫だという方向性が出れば3年以降、これから先3年後に、その内容については精査をしながら、直営で支払いをしていくか指定管理者の中の総額の中に含めていくかという部分については検討をしていくことになるかなというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、以上で議案第69号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第70号、下水道事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款総務費及び2款公共下水道事業費の質疑を一括して許します。ご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 先ほどの課長の冒頭の説明の中で、磯分内の予算を見て原因究明やら緊急対応等について、交付税で措置されるということで申しておりましたが、結構あれから時間もたっていて、その原因は町単独でやっているわけでないですからなかなか難しいところもあるかと思いますけれども、その原因と、それからその後の対応、経過といいますか、それについてお知らせをしていただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

まず、原因でありますけれども、現在、国土交通省の国土技術政策総合研究所のほうで原因調査にかかわる水質調査ですとか解析のほうの業務をやられておまして、当初考えられておりました水質が非常に磯分内の場合、低いということなのですけれども、果たして原因が……。水温ですね。失礼しました。水温が、10月までの供用開始が19カ月間のうち9カ月間が10度以下という水温でございましたので、膜分離の場合は水温が低いと凍る、能力が落ちるということで、当初考えていろいろ対応してきたということで、本当にそれだけが原因なのか、あるいは地下水を使っておりますので、地下水の中

に膜に悪さをする有機物が含まれているのではないかと、そういうものも含めて、今、国土交通省のほうで原因調査をしております。その原因がわかった時点で、今度、ではそれを解消するためにどういう方法があるかということで対応策をお互い協議してやっていくことになっております。

現在のところ、まだ水温が10度を切っておりませんので、一度悪くなったということでも膜を薬液、次亜塩素酸ソーダを使っていたのですけれども、洗浄しまして、汚泥についても全量を一度、標茶の処理場へ持っていき、塘路からの汚泥は磯分内へ持ってきて再度運転しております。その結果、現在は、膜の処理能力もその10月ほど落ちてはしないで、今、流入している水についてはほぼ全量対応できていまして、ただ仮設で緊急用の施設をつくりましたので、それも微生物が入っていますので、動かさないとすぐ使えるということになりませんので、若干の水はそちらのほうに入れて、これから水温が下がってきてまた同じような状況になったときには、その施設も使ってオーバーフローしないような対応をしたいということで、今、進めております。

○委員長（川村多美男君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 大体対応についてはわかりましたけれども、その中で地下水を利用しているということで、その地下水が低い、10度以下ですか、これは最初からそういう地下水を利用してこういう施設をつくるという時点で、地下水の温度なりなんなりを調査してやったはずだと思うのですよ。その辺はどうなのでしょう。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

地下水自体の水温は低いということは承知しておりました。ただ、そのまま処理場に流れてくるのではなくて、流して使ってですとかお風呂場で使ってとかということで、生活排水として流れてきたものを受け入れますので、それほど温度が低下した状況で流入してくるというのはちょっと考えていなかったということが実情でございます。

○委員長（川村多美男君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） わかるのですよ。わかるのですが、原因としてやっぱりその使う量、これ量が少なければ、今、課長が言われたようなこともあると思うのですが、これを利用開始するに当たって、いろんな住民の方々にそういった指導といいますか、そういったことも含めて私はちょっと足りなかったのかなと、そんな感じもしますけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） その辺につきましては考慮はしております、膜1枚当たりの処理能力は決まっていますのですけれども、塘路の場合は125立米で225枚の膜を使ってやっております。磯分内の場合は71立米で200枚使っています。ですから、それは水温がそういうことで低くなるために能力的に落ちるだろうということも考慮して、そう

いう対応はとっておりましたけれども、実際はこういう問題が起きました。

それとあと、現在、磯分内で水洗化されている方でほかの地域とちょっと違うのが、トイレだけという方が結構おられます。ですから、逆に言うと、それもトイレの場合はそれほど温度が上がった状況で流れませんから、それも若干影響しているのかということは想像はしていますけれども、本当にそうなのかどうかというのはちょっとわからないというふうな現状です。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 国交省の補助をよくもらってきたなと思うのですが、これ補正の8ページ目、仮設工事のこの残の22万5,000円というのは、当初600万円見たよね。600万円見た工事残の部分ということだと思うのですがけれども、それと今のこの旅費と、旅費の20万円を新しく見たので今回の補正の額と、こういう解釈でいいのですね。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えします。

22万5,000円というのは、その入札の差金であります。

旅費につきましては、別にこれに合わせたということではなくて、今後、また道のほうの協議、それと国土交通省との協議があるだろうという、それに必要な旅費ということで積算して、20万円ということにとらせていただいております。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、ですからそれを入れて今回の補正は2万5,000円というのは、それで2万5,000円という解釈でいいのですねと。いいのですね。

○委員長（川村多美男君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、歳入歳出予算、歳入、3款国庫補助金及び4款繰入金の質疑を一括して許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、以上で議案第70号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第71号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、保険事業勘定、歳出、1款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、保険事業勘定、歳入、7款繰越金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、第2条、歳入歳出予算の補正、介護サービス事業勘定、歳出、1款サービス事業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員(深見 迪君) 介護サービスのほうで、2項の施設サービスのほう、介護老人福祉施設費、これは職員が減ったということですか。

○委員長(川村多美男君) やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長(山澤正宏君) お答えいたします。

職員が1名減に伴っての減額補正であります。

○委員長(川村多美男君) 深見君。

○委員(深見 迪君) 理由をお願いいたします。

○委員長(川村多美男君) やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長(山澤正宏君) お答えいたします。

サービスの質を下げずに、そしてコスト面のこともありまして、今回、1名減という形での対応といたしたところでございます。

○委員長(川村多美男君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入、2款繰入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか

(「なし」の声あり)

○委員長(川村多美男君) なければ、以上で議案第71号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第72号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第7条、たな卸資産購入限度額まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員(舘田賢治君) 先ほどご説明をいただいたときに、聞き取れなかったというわけでもないのですけれども、この入院の収益の1億1,800万円の、6,384万円かな、それと2,900万円、この数字をもう一度ちょっと確認をしておきたいなと思うのです。

それと、総括でも少しこの話は出ますけれども、この北海道厚生局の関係については、議員の全員協議会まで開いて説明をいただいているの。しかし、その後、こうやって本会議でいきなり議案が出ても、全員協議会でいただいている資料と今回こうやって出されたのでは、数字を照らし合わせるといったら大変だと思う、皆さんが。やはりこの本会議を開く前に、こういう形になった、協議会まで開いている分だけでいいのですよ。こういうような取り扱いになったということがなかったのが、非常に残念なのだ。いきなりこうやってこういうふうにして説明を細かく聞いていかなければならない。事前に

聞いておけば、せっかく協議会までやったのだから、そうしてもらいたいなど思っていたのだけれども、今さらこうやって愚痴をこぼすのが精いっぱい、審議していかねばいけないのだけれども、そういう考え方の中で今の収益の関係についてのもう一度ご説明を願いたい。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

入院収益の関係でございますが、まず北海道厚生局の調査によります返還金の関係をお答えしたいと思いますが、支出のほうで見ております特別損失、平成23年度と24年度の療養環境加算の返還金、過年度分の部分については特別損失ということで計上させていただいております662万4,000円、それと収入で見ております医業収益の入院収益1億1,180万円、この内訳としまして、現年度分の平成25年4月から8月までの療養環境加算分、そして7月、8月分の入院基本料の返還金、合計約1,827万5,000円、この合計が返還金患者分及び保険者分返還金の総計であります2,489万9,000円という返還金の総額でございます。その1億1,180万円には、今申し上げました現年度分の、25年度分の入院基本料と療養環境加算分の1,827万5,000円がまず内訳として入っておりますし、患者の大幅な減によります減収、これが6,384万円、それと提案説明でもさせていただきましたが、平成25年度当初予算の入院収益に係る入院基本料につきましては、10対1で見込んでおりましたので、ところが年度当初から10対1、それと7月から10月まで特別入院基本料、そして11月から来年の3月まで療養環境加算分の加算分が減りますので、その分を合わせて単価減による減収2,968万5,000円、計1億1,180万円ということでございます。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） ここで愚痴を言いたくないのだけれども、本当に今、愚痴を言いたくなったりするのは、今、うちの議員の人方がこうやって聞いていて、この間の全員協議会から来て、これは本当にわかりづらいと思う。何ら口で言っている数字しかわからないのですよ。

まず、この間もらった資料から、その数字をとりあえず合わせてみたいのさ。この間もらっている数字は、私のほうから言わせてもらえれば、入院患者分、508名分だよ。今返している分ね。これが111万4,410円という数字なのです。まず、この数字が今ご説明された中に入っているのですけれども、どこにこの数字が入っているのか。この間これ全員協議会でもらっている資料です。

それと、医療保険者の分。医療保険の分ね。後期高齢者から始まってこの分が2,378万3,871円あるのですけれども、このうち療養環境加算分が753万3,435円なのです。これがまずどこにあるのか。

そして、全体で2,489万8,281円のうちのその療養加算分が790万3,101円が全体だよ。

これを差っ引いたら、1,699万5,177円がいわゆる72時間の看護師さんの分の金額なの。これをこの間もらっている資料に合わせて、これに合わせて、この今回の補正予算のこれを説明してくれば、議員の皆さんはなるほどなど、よくわかるなど、こうなるのですよ。ところが、今ので聞いていたら、さっぱりわからないでしょう。そこをしっかりと踏まえてほしいなど、こういうこと。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 申しわけありません。

委員おっしゃることについては、そのとおりだと受けとめさせていただきます。よって、全員協議会で提示させていただきました資料を使って、ここに手元にもございますが、ちょっとわかりやすくご説明をさせていただきます。

返還金は、内訳としましては入院患者分、それと医療保険者分で二つに分かれておりまして、まず入院患者分の返還額合計111万4,410円のうち23年度返還金は療養環境加算の分だけですから16万7,669円、24年度分返還金につきましても13万8,264円は療養環境加算分の返還金でございます。この23年度、24年度の返還金につきましては、支出に計上させていただいております4項の特別損失、返還金の662万4,000円の中に入っております。

それと、（2）の医療保険者分でございますが、23年度分返還金合計302万4,571円、それと24年度分返還金329万2,600円、これにつきましては、過年度分の返還金でございますので、これも今申し上げました支出の4項の特別損失、過年度分療養環境加算返還金の662万4,000円に含まれて、この患者分と入院患者分、今、23年度、24年度を合計しますと30万5,933円になります。それと、医療保険者分の23年度、24年度分の返還金、療養環境加算分の返還金は631万7,171円になりますので、この分が支出項目の特別損失662万4,000円に計上させていただいているということでございます。

それと、現年度分の25年度分の返還金でございますが、これについては、全て収入の入院収益で計上しております1億1,180万円の中に含まれておりまして、まず入院患者分の25年度分返還金80万8,477円、これについては1億1,180万円に含まれております。それと、医療保険者分の25年度分の返還金合計1,746万6,700円につきましても、現年度分でございますので、収入の医業収益1億1,180万円の中に含まれているものでございます。現年度分につきましては、収益としまして、入院収益の中で相殺をされますので、そういうことで計上させていただいている次第でございます。

○委員長（川村多美男君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そして、残っている121万6,264円はどこに入る。これはまた別な扱いになるのですか。25年度分の合計のところの療養加算分、この分はどうなるのでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。

今、ご指摘の医療保険者分、25年度分返還金の括弧書きの121万6,264円につきましては、その上の1,746万6,700円の内数でございますので、121万6,264円を含めた1,746万6,700円が、上の患者分の返還金合計80万8,477円と合わせて1億1,180万円の中に入っているということでございます。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ最後。

そうすると、これだけ聞かせてください。23年、24年の入院患者分の特別損失分にこれ上がっているのですけれども、療養加算金の分はなかったということには、これ、いやいや、看護師さんのいわゆる72時間のやつは23、24年は全くなかったということではないのですか。

それであると、約1,700万円近いのが25年度に発生したという考え方になるのですけれども、そういう考え方に立っていいのですね。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 今、委員ご指摘のとおり、入院基本料につきましては、現年度分、平成25年の7月分と8月分、二月の返還でございます。療養環境加算については、平成23年4月から本年8月まででございますので、今、委員ご指摘のとおり、入院基本料の7月分、8月分につきましては、約1,699万5,000円が入院基本料の返還金ということで、現年度分の返還額ということになります。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） なければ、以上で議案第72号、病院事業会計補正予算を終わります。

以上で議題4案の逐条質疑は終了いたしました。

続きまして、議題4案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） （発言席） まず初めに、先ほどのやすらぎ園の園長は微妙な言い回しをしたと思うのですけれども、サービスを下げずにコスト面を考えて1人職員を減らしたということの説明でありました。

それで、市民後見人の実習もあって、デイサービスや、やすらぎ園に私、つい最近行かせてもらったのですが、一生懸命職員の方々が頑張っているのを見て大変参考になりました。

きっと、できれば減らしたくないなという気持ちをやすらぎ園の園長さんは持っているんじゃないかと。何とかサービスを下げずにコスト面を考えて1人職員を減らすという理由ですよ、根っこにある理由。なぜコスト面を考えなければならないの

かという、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

今回1名減といった事態が生じたのは、ちょっと先ほど説明しませんでしたけれども、正職員の介護職員が3月31日でもって退職1名が発生しました。そのことによって、補充の関係でどうしようかということだったのですが、突然のそういうこともありまして、自己都合退職ということもありまして、サービスを下げても、質を下げてもならないということで、何とか補充をしなければならぬ部分であったのですけれども、今回は臨時職員という形でその補充は対応したわけです。

コスト面のご質問でしたけれども、我々としては、利用者さんに園での生活を生き生きと安心して安全に楽しく暮らしていただきたいという経営理念のもとに、職員一丸となってこれまで介護サービスさせていただいておりますけれども、コストのこと、経営的な収支バランスのことも一定程度考えていくことも大事なのかなということもありまして、今回はその補充については臨時職員で対応するという形での対応となったということでございます。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、臨時職員の補充で今行っているということなのですが、期間が過ぎれば職員でもとに戻すというか、突然の退職だったので、職員を1人雇うという考え方を持っていらっしゃると思っていいますか。ずっとこれからも臨時職員で対応していくと、このままいくということなのではないでしょうか。

○委員長（川村多美男君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

当面、いろいろなサービス面でいけば、特にこのままの状態かどうか、正職員を補充しないで今現在の臨時職員対応という形で、正職員の数はちょっと減ってしまう形になりますけれども、臨時職員の補充という形でこれからも運営していきたいというふうには思っているところであります。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 他の職種についても同じことが言えるのではないかと思いますのですが、私もサービス面でいけば、十二分に対応できる、そういう介護員の方はいらっしゃると思うのですよ、臨時職員で。その辺はそれほど心配していませんけれども、やっぱり臨時職員で給料分を下げても対応していくということについては、若干抵抗があるのですね。きちっと職員、同じような仕事をしているのであれば、それで対応できるということであれば、やっぱり職員にすべきだというふうに思っているものですから、こういう質問をいたしました。ぜひその辺、検討していただきたいと。答弁は要りません。

○委員長（川村多美男君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

経過については、今、園長の話したとおりであります、かねてより町にあっては行革を含めて人員管理をしていかなければならないというのが一つの命題としてありますし、最小のコストで最大の効果を出すというのも、これまた一つの命題だというふうに思っております。

一方で、町長といたしましては、これまで医療現場、介護現場については、できるだけ配慮をしてきた経過もございます。福祉現場におきましては、夜勤のときの正職員とそれから臨時のバランス等もあります。それらも含めまして、現場に無理のない形の対応を進めていきたいというのが基本的な理念でありますので、単に人員を減らしていくとか、そういうことでなくて、総合的な部分を鑑みながらの展開だということでご理解をいただきたいのと、今回の部分につきましては、時期的にも急な部分があつて、それらの状況も確認しながらの今現段階であるというふうにご理解いただきたいと思っております。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 思いがけない答弁でしたので、私も一言。

私、官製のワーキングプアがどうも頭にちらつくのですよ。それで、最小のコストで最大のサービスをというのは理想的です。だけれども、同時にこれはもろ刃の剣といえますか、最小のコストで最大のサービスを実行したときに、往々にして最小のコストの対象がやっぱり厳しい労働環境に置かれるということがあると思うのですね。

ただ、きょうは事情を聞いただけで、そのことについていろいろ議論するつもりはないのでこれでやめますけれども、そのことが少し頭にあったものですから、先ほどのような質問をしました。

答弁要りませんということで、いいですか。一言いきますか。

○委員長（川村多美男君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

その部分では、発想のその原点の部分だというふうに思っております。そういう部分では、先ほども申し上げましたように、単にということではなく、もろもろ総合的な判断をしながら進めていきたい。当然働く人たちにも重要でありますので、そういう観念も持ちながら、そして町全体の運営も考えながら、そこの接点といえますか、そこを相互に見出していくということが重要だと思っておりますので、そういう観点で今後進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） では、いじめの問題について。

これは教育委員会や学校関係者の方々が、ひょっとしたら保護者の皆さんも含めて、非常に頑張っておられるということの認識を前提として質問するのですけれども、1つは、私聞き違えたらこれ訂正したいと思うのですが、教育長の行政報告の中で、いじめ

られたことがあるというふうに言ったその数なのですからけれども、これは約1割だというふうに聞いたのですが、それはそのとおりですか。

○委員長（川村多美男君） 指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） お答えいたします。

今回、後期のいじめ実態調査の結果にかかわってのご質問だと思いますけれども、小学校、中学校で分けて実施しております。学年別でそれぞれかなりデータは違うのですけれども、押しなべて大体1割程度ということになっております。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それ、一斉にやった調査、全国の調査ではないですね、町教委独自でやった調査ですね。

○委員長（川村多美男君） 指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） お答えいたします。

これについては、道教委で行っている年間2回のいじめ調査に、本来、平成19年度から標茶町で独自に行っているアンケート調査と合体して行っている調査であります。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、私質問する中身は、きょうの新聞に、どの新聞をのぞいても載っかっている内容ばかりなのですが、特にいじめは発表されましたよね、文部科学省で。朝日新聞は都道府県のそのパーセントを出しているのですけれども、北海道は1,000人当たり9.0人と。一番多いところは鹿児島県で、1,000人当たり166.1人というような言い方をしているのですが、鹿児島は特別多いし、調査の仕方もまた、調査の環境によってもかなり違うのだと思うのだけれども、北海道のそういう数字よりも、1割という標茶の数字は高くないですか。どういうふうに分析されていますか。

○委員長（川村多美男君） 指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） 昨日の報道等で2012年度はいじめの調査が発表になりましたけれども、これのデータと今回の標茶町はいじめの実態調査、これの結果を比べるとやはり差異はあると思います。ただ、委員ご指摘のとおり、この調査については、まず、いじめの定義自体が捉え方によってかなり差があるという現実もあると思います。

本町におけるいじめ調査というのは、結果の集約ではなくて、いじめの未然防止、早期対応のための調査というふうに捉えています。つまり、どんなささいなことでも、極端な話、1年生である場合は勘違いというものも多いです。本当に調べていくと、兄弟げんかであったり、遊びに入れてもらえなかったというものであったり、ただそれも全部含めてくださいというふうに学校側には言っております。それを全部すくった中で1つ1つ対応して、その中で本当に1件でも重大ないじめにつながるようなものがないかどうかを確認していただきたいというようなところで、まずこの質問の1番目に関しては、挙がらないことが不自然であるというような前提に立って行っているのです、若干これ多

いかなというような捉え方は人によってはあるかなというふうに思いますけれども、決してこれが結果ではなくて、ここから指導が始まるのだという、そういう捉えで行っています。

以上です。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 教育長は行政報告の中で、今回の結果の報告について、ふえてきているというふうに報告されたと思うのです。そうですね。それで、道教委は今回の結果発表について憂慮すべき状況だというような言い方をしているのですが、教育長はうちの町についてはどういう感触を持っておられますか。

○委員長（川村多美男君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 今、指導室長がお話し申し上げたのですけれども、数的にはかなり多いというような形なのですけれども、基本的には極力深刻ないじめに至らないように早目早目の対応をしていくと。どんなことでも目だけではなかなか難しい面もありますから、本人からの思いとか、そういったものを本当に小さいことでも拾い上げていきたいということで数字的になっていますけれども、ただ、報告の中では、私申し上げているのですけれども、深刻ないじめはございませんと。今までもそういうふうにしてやってきていますし、これからもそれぞれ1学校1運動というような形も継続しながら進めていきたいと思っておりますし、あとPTAとか、そういった研究大会の場所、あるいは少年の主張大会とか、そういったところでいじめ防止対策の子供会議とかも開催しながら、さらに深刻ないじめにつながらないように対応していきたいというような考えでいまして、新聞につきましても、それなりの皆さんに訴えかけるといいますか、そういった面もかなりあるのかなと思いますけれども、標茶の実態につきましては、そういうニュアンスでは私は捉えておりません。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 冒頭申し上げましたように、今の教育長の言葉、室長の言葉、信頼したいと思います。ちょっと言いたいこともあるのですけれども、信頼しますと言ったからには最後まで信頼して、次に移りたいと思っております。

生活保護基準の切り下げが行われました。それに連動して減免制度など、これは地方自治体独自の減免制度を含めて打ち切られているというところが、大きな市ではもう既に発表されたり出ていたりしているのですね。帯広なんかはそのために打ち切られた、生活保護を受けている人以外で連動して、そういう例えば減免制度等が打ち切られたということが51項目もあるような話も聞いていますし、小樽もそうだし、函館もそうだというふうに聞いています。

標茶町では、生活保護基準の引き下げによって住民税非課税限度額も引き下げ、これを利用要件にしている制度ということで、利用できなくなっている町民は出てきていな

いのかどうか、これは住民課だけでないかのように思うのですが、それは1件もないのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

ただいま委員のほうから、生活保護の基準がことし変わりましたので、それに対する影響、町の中でないのかということです。

それで、その前段としましては、厚生労働省がさまざまな国の所管の制度の中でそれぞれ取り扱いの指示が既に出されております。それらで該当するものについては既に対応が進んでいるのかなと思うのですが、それとはまた別に町独自の分で影響のあるものがないかというお尋ねというふうに今聞きましたが、その中で事前にそのお話をいただきましたので調べましたところ、住民課の中では国民健康保険の中の一部減免あるいは徴収猶予に関する取扱要綱がございますが、その中で生活困難の認定する基準として生活保護の基準を取り入れているというのがございます。ただ、この分につきましては、標茶町の要綱につきましては、生活保護基準のほかに後期高齢の自己負担の3万5,400円をプラスしたものを基準にしていますので、現実的には生活保護基準だけではありませんので、全てクリアされているのかなということで、現状ではそういう生活保護基準が変わったことによる影響については、この分についてはないということです。

それからあと、そのほかの町の部分で担当のほうで調べた範囲では、公営住宅の部分についてあるというのがわかりましたので、その分につきましては、担当の課長のほうからご説明をいたしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） 質問にお答えしたいと思います。

まず、管理課で所管しております公営住宅、条例で言いますと町営住宅管理条例の中に、家賃の減免または徴収の猶予ということで、第15条があります。その中で、家賃の減免の基準として、生活保護基準の最低生活費の数字をもとにしまして生活保護は受けていないのですが、それ以下の所得の方に対しては、申請があれば減免をしているという条項があります。現在、この減免に該当している方は町内にはいないということでございます。

○委員長（川村多美男君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 町税のほうについてお答えいたしたいと思いますが、町税の部分では、町民税、固定資産税、国民健康保険税について、生活保護者に対する減免の規定を設けておりますけれども、税のほうは生活保護基準ではなくて、生活保護法の規定により扶助を受けている者に対する減免でございますので、生活保護を受けているかどうかというのは判定の基準になりますので、基準額が上下したからといって税の部分の減免の対象が変わるということではございません。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 教育扶助関係ではありませんか。

○委員長（川村多美男君） 管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 準要保護の児童生徒の学用品費の関係等の援助費の部分については、生活保護扶助基準を運用いたしております。それで、25年度は影響ないということではありますが、26年度以降、現在の対象者について試算してございますが、外れる方はいないというふうに試算しております。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） すごく安心しました。全国でこの生活保護基準切り下げで、生活保護に該当している方以外で、生活困窮者の中で随分今まで減免制度を活用していたのができなくなったという事例があったものですから、心配して標茶のことを尋ねたのですが、それが標茶は全くないということですよ、皆さんの。これもまた信頼しなければならぬのですけれども、その部分では非常に安心しました。

安心したので次に移りたいと思うのですが、これが最後なのですが、農業を含めてTPPの問題について若干お伺いしたいなというふうに思います。

町長はきょうの釧路新聞にも談話を発表していましたよね。それはそれで非常に力強く感じたわけなのですが、しかしそういう地方の声とか願いとかを全く無視するかのよう、ごり押しに今押しているわけですよ。年内は無理というのは私も無理だろうと思っていたのですが、年内が無理なら1月にというような形でさらにそれを進めようとしていると。特に、重要5項目の586品目ですか、これについて綱引きが始まっているということで、私は非常に危惧しているのです。

それで、町長は生産基盤が崩れることは地域の崩壊につながるということで一貫して強く反対を表明してきたわけですが、どうも最近の動きを見ますと、反対の動きが静かになってきているような気がするのです。交渉の成り行きを唯々諾々で見守るのみでは、この問題はもう本当にアメリカと日本のトップの言いなりになっていくのでないかなと。まさに今、今こそ生産点からの運動を起こしていくことが大事だというふうに私は思うのですよ。

その点で、町長、きょう釧路新聞に談話も出しておられるので、今の情勢について、よろしければちょっと聞かせていただきたいなと思うのですが、いかがですか。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

昨日の状況を受けまして釧路新聞と北海道新聞からコメントを求められまして、かなり長いことしゃべったつもりなのですが、掲載をされたのはごく一部でありまして、私の真意がどこまで伝わっているのかわかりませんが、TPPというのは、どんなに言い繕ってみても、利益を求めて国境を越える企業にとっての障壁を取り除く

ことが目的でありまして、関税撤廃を目指すものだと、そのように私は思っております。したがって、TPPというのが唯一の方法でなく、例えばFTA・EPA、WTO等々、RCEPであるとか、もっとほかの方法があるのではないのかなというのが私の基本的な考え方でありまして、あらゆるものを商品として市場原理に委ねることはいかなものかなということはずっと申し上げてきました。

きょうの新聞の中で、生産の土台といいますか、生産要素ということで申し上げたときに、詳しく申し上げたのは、確かに市場原理が今支配しているというのは私どもも否認しないところです。ただ、その市場を形づくっている土台である例えば広義の生産要素、社会の安定に必要なもの、例えば雇用の確保であるとか資本の安定化、食料、資源の確保、医療や教育の保障等は、これは市場原理に委ねるべきではないのかなということ私はずっと申し上げていました。

ただ、いずれにしても我が国がTPP参加を決定し、それに向けて交渉を進めているわけですから、いずれの段階かにおいて関税撤廃という形にはなろうかと思えます。そのときに何が重要かということになると、私どもとしてはやっぱりこの生産現場をどうやって守っていくかということしかないわけで、国は国の考え方としてもそれはそれでいたし方がない、つまり私どもが選んだ選良たちがつくっている政府でありますから、その選良たちが決定していることでもありますので、そのことに対しては私どもは、やはり反対の意は伝えたとしても、最終的に決定されるのは選良の皆さんだと私は思っております。

したがって、酪農を基幹産業とする本町にとって一番大事なことは、これもいつもいつも毎度毎度申し上げますけれども、どんな時代であっても、消費者に安心して買ってもらえるものを安全に、安定的に、より効率的に生産をしていく、そういう仕組みを現場においてつくっていくことだろうと私は思っております。もっとも消費者に本町で生産される牛乳、乳製品、それから肉も含めて農産物、それから第1次産業、水産、木、全て含めてですけれども、このものの必要性というものをやはり粘り強く伝えていくこと、そのことが一番大事ではないのかなと思っております。

ただ、TPPに関して言うと、国が選択した方法でありますけれども、やはり多くの皆さん方がかなりご懸念を持たれている。それとやっぱりこの間のいろんな環境の問題であるとか、地球温暖化とか異常気象、それからいわゆる新興国を中心にした人口の増加等々のことを考えたときに、世界中から食料を集めてくるという時代はもう許されなくなるだろうと。化石燃料を湯水のように使って、世界中から安いものだけを集めてくるということがどこまで許されてくるのかというのは、私自身は非常に疑問に思っております。

こういった思いをやはり消費者の皆さん方に伝えていくという、そういう努力も生産者がしなければいけないと、そのように考えておりまして、生産者の皆さんとともにこ

れからもそういった声は上げていきたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いや、今、町長がおっしゃったことがそのとおり新聞に載ればよかったなと私は思うのですけれども、何かあれを見たら、ただ反対ですという一言で終わっているような感じがして、悔しくもあり、残念でもあるのですが、私、今、町長がおっしゃった中で、原理原則で言えば、市場原理に委ねるべきでないものがあるのだということが非常に印象に残って聞きました。医療とか労働力の問題とか、もちろん農産物もそうだし、あるいは知的財産もそうですよね。そういうものの綱引きを今まさにやっているわけですよね。だから、それについては、さっき仕方ないのかなと町長はおっしゃいましたけれども、そうではなくて、やっぱり生産点から、あるいは地域から、そういう声や運動を起こしていくことがこれからも必要でないかなというふうに思うのですよ。

町長、さっき、そういう努力を生産者が伝えていくべきだと。同時に町も努力していくようなことを言いましたけれども、私は今こそ町長がその言葉で町民に話しかけるといことが本当に大事でないかなというふうに思うのですよ。そういう意味で、町の諸団体、個人、町民に呼びかけて、町民参加のもとで一発講演会をやるとかというだけのことはなくて、そういう反対の継続的な運動を町が中心になって作り上げていくべきではないかなというふうに思います。その第一に、やっぱり町長が今お話しされたようなことを町民の前で、まさに講演の形でもいいですから話してはどうかというふうに思うのですね。そういう点ではどうですか。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） これだけのためにというのは私も全然考えていなくて、これまでも私、あらゆる場面で機会あるごとにこのことは申し上げていて、多分何人かの方は、また同じことを言っているなということに、そういうぐあいにお聞きになったと思います。だから、これから先どういった形が一番効果的なのかにつきましては、農協さんもまだまだ決して諦めているわけありませんので、これからも粘り強い反対の闘いを続けるということをお聞きしておりますので、そういった場面で町としてどういった参画の方法がとれるか等については、ただいま委員のご意見も参考にしながら考えてみたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 深見君。

○委員（深見 迪君） わかりました。

それで、ぜひ町長が、私も例えばいろんな場面で町長のそういう、必ず出てきますよね、この話が。訴えているのを聞きまして、またかと思ったことは一度もないのです。またいいことを言っているなというふうにいつも思って聞いているのですけれども、ぜ

ひ直接町民にこの問題を、大変なことになるよという意味で、単に農業だけの問題でない。地域が崩壊していくという観点で、ぜひ町長みずからが町民に話しかけるような、そういう運動を農協さんとも他団体とも提携しながらやっていっていききたいなど。私も及ばずながら頑張って、また同じことを言っているなど言われぬように頑張りたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいということをお伝えして、私の質問を終わります。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） 私がちょっとここで立ちますと、このごろ震えが来ますし、きょうこれから質問することで説明員の方、マスクをしたりしてちょっとぐあいが悪そうですので、端的に短く話したいと思います。

先ほど来より、今年度の災害等での問題が補正予算でも出されておりましたけれども、標茶の東部地区において、24年度の設計の中、25年、26年、27年という3年間の道営事業が進められておりますけれども、その進行過程の中で、ことし特に事業がおくれたということもありましようけれども、畑の造成の関係で、台風の関係でかなり被害が出ております。その面積等々をまず教えていただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、低気圧あるいは台風で、たびたび被害が出ている状況であります。

道営草地整備の標茶東地区の中で、私どもが掌握している面積等でありますけれども、8月24日のゲリラ豪雨によるものにつきましては、12戸の農家さんで12の圃場ですが、被害を受けた圃場の面積が60.68ヘクタールで、そのうち被災面積は7.51ヘクタールになっております。

それから9月16日の台風18号でも同様の被害がありまして、こちらについては、7戸の農家さんで八つの圃場、圃場の合計で90.06ヘクタール、うち18.3ヘクタールが被災を受けているところであります。

○委員長（川村多美男君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ただいま課長のほうから被害実態の報告を受けました。

実は、地域においても、道営事業の関係については、基本的な考え方としてJAとも話をいたしておりますけれども、その被害の手直しについては、基本的には事業の補助対象にはならないということをお聞きしたわけですけれども、いずれにしましても前段の8月24日の災害については、非常に大きかったということで、振興局のほう、道のほうで、特例かはわかりませんが、その手直し事業は認めますよということで手直しをやったようなのですけれども、今おっしゃられたように、9月16日の災害と、追ひ

打ちをかけるようにさらにまた被害が広がったという事実がございます。

そんな関係で工事者とも話し合いましたけれども、工事する方々あるいはまた受益者の方々も、9月16日、9月末になっての手直しについては、秋から春にかけてのこれからの融雪や何かのことを考えると無理だと。播種をしても無理だというようなことで、次年度、来春早々やりたいということなわけですけれども、さらにその災害の度合いがかなり大きいというように私は理解しております。といいますことは、東部地区においてはかなり層厚事業をしております。そんなことで、私が見る範囲では、だんだんと災害の状況が広がっておるということを考えれば、国営事業と違って道営事業というのは自己負担が非常に高いわけですね。となりますと、来年度にかけて、あるいはまた今後26年、27年もそうですけれども、事業をやったときの手直しについての受益者の負担が大きくなると私は想像いたしますし、現に今の災害の様子を見ていますと、次年度26年度に手直しをする工事費がかなり高いものになってくるだろうと。したがって、道営事業での原則、いわゆる手直しについては補助の対象にならないという点について、町として何らかの受益者の軽減を図るためのご努力を考えていないのかということをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、先ほど申し上げました8月24日と9月16日の分につきましては、委員ご指摘のとおり、道営事業という枠組みの中でありますから、北海道のほうで事業予算を確保した上で、約束どおりの受益者負担もいただきながら、事業として施工をします。9月の分につきましては、播種しても発芽する時期を過ぎておりましたので、春の施工ということで今現在計画をされているところであります。

委員のご心配は、ことしのように何度も何度も雨が来たときにどうしていくのかという、受益者の負担が大きくなるのではないかということなのだろうと思うのですけれども、まず基本的にはこのように公社営なり道営なり事業に乗かってやる分については、その事業の制度の中でどうしていくのかということがあろうかと思えます。その点につきましては、直接、標茶町として事業のほうには関与する部分はないのですけれども、できるだけ生産現場に悪影響がないように、いろいろな場面でお願ひしたり働きかけをしていきたいというふうに考えております。

それから、その他一般的な部分で、やはり災害が多いということでどういう考えを持っているのかというお尋ねが後段だったと思うのですけれども、それについては、適宜生産者の団体である農協さんともこれまで相談してきておりますし、今後においても不測の事態が発生した場合については、相談をしながら対応策について考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、課長のほうから最終的なお答えをいただきました。

ぜひ、私が前段申し上げましたように、地域によっては国営事業が終わり、さらにその補助的なことで、公社事業ですとか道営事業が入ってきていると思うのです。したがって、だんだんと今度は条件の悪いようなところの補助整備等々が事業の中で進んでいるということでの、災害においてはかなりの被害になってくるということをも十分理解していただきながら、今おっしゃられたように、最悪の事態、できる限り受益者負担を軽減させるような、特例措置をいただけるような、今後とも道なり国のほうへの要請をしていただければと思います。

それで私もいいのですが、課長、どうでしょうか、そういうことでお願いできますでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） できるだけ努力をしていきたいというふうに思います。

○委員長（川村多美男君） 本多君。

○委員（本多耕平君） よろしく願いをいたしたいと思います。

続いて次の質問ですけれども、今回、除雪対策でもっての補正が出されておりますし、年度で言えば今年度でしたけれども、除雪においてあのような事故があったりしたということで、かなり担当部局にとっては除雪対策については十分な検討がなされていると思いますけれども、今回、またさらに災害のことではないのですけれども、まだまだご案内のように町道の復旧がおくれていますし、次年度に送るということも前段の課長のお話でも先回聞いておりました。

そんな中で、かなりこの広い町道の中で、私、先般、一地域、茶安別の雷別でしたけれども、そこにちょっと私用があって行ってみましたら、いわゆる除雪委託業者だと思えるのですけれども、その方々がパトロールしておりました。何ですかと聞いたら、いやいや、災害が多くて道路幅が狭くなったりしていたので、雪が降って入ってきたらいきなり危ないので、パトロールしながら前段で道路の状況を十分把握しているのだということをお聞きいたしました。ああ、これはということで課長にまずお聞きしたいことは、今回、この長い町道がある中で、委託業者に、会社といいますか、事業者にそのような指示は出されておるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

結果の話から言いますと、ことに限らず、除雪会議の中で、これまでも除雪委託業者さんに向けては、突然除雪作業に入るのではなくて、事前に雪が降る前に道路の状況、それから市街地ですと変化している部分も、道路の工作物等が変化している部分もございますので、それを確認してこちらに報告いただきたい、例えばマンホールの出っ張りが気になるのであれば町のほうで検討いたしますのでということをお願いしながら、パ

トロールをお願いしている状況にあります。郊外につきましても同様に、例えばスノーボールの要請だとか、そういう箇所についてのお願いをしているところでございます。

○委員長（川村多美男君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 当然、そのような形で行っているということは私理解をしたいわけですが、突発的な事故のとき、例えばA業者が除雪に行ったけれども、何らかの事故でもって除雪できないと。例えばB社に協力をお願いしたと。そのときに、そのB業者が除雪に入るわけですが、そのときに道路の事情をよくわからないがために縁石を削ってしまったとか、ポールを倒してしまったとかというような話が今期、実は私の耳に入ったものですから、これを前段にちょっとお聞きしたので、突発的な事故ですから、そういう業者がかわるような場合には、できる限りやはり委託業者が助手でつくとか、ぜひ何らかの方法をとっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 委託業者が委託業務にかかわっての工作物、公のものの縁石等の事故につきましては、原則会社さんのほうの負担ということでお願いしてございますが、全て原則論を通してはございません。さまざまな事情、今、委員ご指摘のとおり、除雪の場合には雪がかぶってしまって、なおかつ吹いている中での除雪もあり得ますし、いろんな同じ条件ということがない中での作業で、かなり困難な作業だということは私どもとしても理解しているつもりでございます。ケース・バイ・ケースで調査させていただきながら対応させていただいておりますので、何とぞご理解のほどお願いいたします。

交代等の事故等に関するのことにつきましても、少なくとも町のほうにはどんなことがあってもお知らせくださいということは、これも会議の中でお願いしているところでございます。

○委員長（川村多美男君） 本多君。

○委員（本多耕平君） さらにそのような方向で確立をしていただきたいと思うわけですが、一路線の除雪開始時間、さらには最終排雪時間、集荷路線ですとか通学路線というのが決まっていると思いますけれども、例えば何時までには除雪をしてくださいよという最終時間というのは決まっているのでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

広報でも出させていただいておりますが、開始時間につきましては、あくまでもこれも原則でございます。同じような降り方はしませんので、基本方針でございますが、早朝の場合には5時半スタートということにしております。夜間除雪は基本的にやりません。これは安全面のことを考慮してでございます。これまでもこのような対応をさせて

いただいております。

それで、バス路線とか幹線町道、特に現実的な幹線町道といいますのは、交通量の多いところを中心にして幹線的なところ、それからバス路線等について、できるだけ早く回れるようなコースをお願いしています。ただ、町道の流れがあるものですから、全てそのバス路線だけを先にやってしまうと、最後に戻ってくることになるので逆に遅くなるというケースも出てくるものですから、そのあたりは調整をかけながら対応させていただいています。

終了時間につきましては、幹線、それからバス路線等については、7時20分までに1車線を確保するように努めてくださいというお願いをしております。ただ、これもあくまでも方針でございます、雪の降り方によってはこれに間に合わないケースも起こります。ただ、努力しているということでご理解いただきたいと思っております。最終的な終了時間については、町のほうとしては指定してございません。ですから、早ければ午前中で終わるケースもありますし、一日かかっても終わらないケースもございます。

○委員長（川村多美男君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 理解をいたしておきたいと思っております。

さらに、路線には必ず、先ほどから言っていますように、業者が決まると思うのですが、それは全面業者委託になっているのでしょうか。例えば、除雪をしましたよと。午前中終わって、午後から例えば役場の除雪車が拡幅に走るなんていうようなことはあるのですか、ないのですか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） まずはこれも原則論からなのですが、委託業者に委託している路線につきましては、新雪除雪から仕上げまで原則論としては全面委託でお願いしておりますが、状況によりましては昨年度もありましたが、車両によっては氷になってしまった路面整正というのができない会社もありますので、それらの作業の内容によっての町の車両の導入、それから場合によっては雪の降り方によってほかの路線、委託エリアが終了してまだどうしても事情によって終了していないエリア等については応援部隊を送り込む、それは町のケースもありますし、別の委託業者へお願いするケースもございます。それも臨機に対応しているところでございます。

○委員長（川村多美男君） 本多君。

○委員（本多耕平君） わかりました。

さらに、近年、町道における交差点に焼き砂をまいて事故防止に努めている、これはかなり町民から好評を得ていますし、特に山道等々での町道の交差点、カーブ、傾斜あるいはまた道道に入る交差点等々での焼き砂の散布というのは、非常に効果をあらわしていると私は理解しているわけですが、ただ逆にその実態を見ますと、ただ砂をまいているなというふうに思えるところ、その交通状態を考えたり、交差点の内容を考

えた砂のまき方がなされていない部署が見受けられます。例えば、下ってきて交差点になるところに、本当でしたらば下りに砂をたくさんまけばいいのに、上っていく交差点のところ砂をたくさんまいたり、交差点の状況に合った散布の仕方がなされていない、ただまけばいいというような感じでの、やっている業者には失礼ですけれども、そんなのが見受けられるわけです。したがって、ぜひこれは担当の者が十分道路を巡視しながら業者に指導していただきたいなとは思っておりますけれども、現場を見ていて課長、どうでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） つるつる路面になりますと、町民の皆様からのお電話では、できるだけたくさんまいて、あらゆるところにまいていただきたいとの、お電話もいただきます。しかし、春先の積み重なった雪解けの後の状況も想定して、それからもちろんコストのことも考えているわけですけれども、何よりもやはり春先のあのほこりの状態も考えているものですから、全面というふうには、なかなかまけないというのが現実的なところもあります。できるだけ効果的にまいていただくように委託業者さんのほうにもお願いしているつもりなのですけれども、今、委員のご指摘によりますと、場所的にどういふところ、どこなのかということをお知らせいただきたいのですけれども、今、委員ご指摘のとおり、できるだけ効果的な場所に私どもまきたいと思っています。会社のほうも努力していることと思いますので、いろんなご意見があると思います。そして、ここのところはどうなのかなというようなことをお寄せいただいて、私どものほうでそこには焼き砂が効果的なのか、塩カルが効果的なのか、考えながらもやっておる面もございますので、ぜひ細かいご要望を含めてどうかなと思うところがありましたら、ご意見をお寄せいただきたいと思っております。

○委員長（川村多美男君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私も時々鹿のパトロールで歩いているので、交差点はよく理解しておりますので、後ほど課長のほうにもお話をしたいと思っておりますが、私もただまけばということではないのです。多くまけと言っているのではないのです。同じまくのであれば、課長もおっしゃったように、効果のあるまき方をしていただきたいということをさらにパトロールのほうでも注意をしていただきたいと思っております。

最後になりました。課長も立ったり座ったりお疲れでしょうから、最後にきぬた橋ありますね、富士町の。あそこの橋から駅前通に来るあそこに町道、個人の名前を出して申しわけないのですけれども、鎌田農機の前を歩いていくあの道路、あれ町道ですね。実は、この数年、雪が非常に多いものですから、除雪だけして排雪が非常に私はおくれているという気がするのです。特にことしあたりは、あそこで大型同士はもちろんすれ違ふことができないですし、私が乗用車で走っていても、大型が来たら一旦停止をしてよけてとまっているような状態が幾度かありました。したがって、排雪というのはなか

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

なか除雪と違って時間がかかったり経費がかかるでしょうけれども、あの町道については、かなり歩行者もいますし、ぜひあれは随時排雪をしていただけないものかと。いただけないものかというよりも、あれはするべきだというふうに私は思うのですが、いかがですか、課長。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 昨年度の排雪の回数からいきますと、例年からここ5年ぐらいの中では、最高の排雪回数を実施いたしました、全町的にでも。それだけ雪も多かったということもあるのですけれども、特にその中で今ご指摘の市街、町道の通称斜線と言っているのですけれども、この路線につきましては、委員ご指摘のとおり、私どものほうでも交通量を含めて非常に重要な路線で、気を使っているつもりでいます。道道、それから国道の排雪が行われていない段階でも、ほかの路線に比べて優先的に排雪に努力していることは、まずご理解いただきたいと思います。

ご指摘のとおり、雪が行き場所がないものですから両脇にためるしかないというところで、歩行者、それから特に車両、今もご指摘のあったとおり、場合によっては1車線から1.5車線ぐらいになってしまうようなところで、あくまでも状況を見ながら、できるだけ早い段階でこれからもこの路線については排雪には努力いたしますが、随時ということになりますと、その雪の降り方にもよりますので、あくまでも努力はいたしますので、歩行者、それから車両の運行状況、危険度の状況で対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 本多君。

○委員（本多耕平君） かなり具体的に、私、課長のほうにこの除雪対策ということの中で事故防止等も含めてのお話をいたしました。後段になりましたその排雪のこと、ぜひことしは、優先的にやっているとはいえども、事故があってからでは遅いことですし、ぜひともふだんのパトロールの中で十分気を引き締めてやっていただければと思います。

終わります。ありがとうございます。

○委員長（川村多美男君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） 時間の関係もいろいろありまして、少し簡単に聞きたいと思います。

まず、行政報告の中で、教育長の発表した中で、この中にありますプールの関係なの

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

ですけれども、これについて1点お伺いをしたいと思います。

それについて利用状況の実績なのですけれども、これ標茶水泳プール、磯分内、虹別、阿歴内、茶安別、これはあるのですけれども、この中で8月、9月はある程度わかるのですけれども、この10月については、磯分内と虹別とこの辺がゼロになっているのですけれども、これらについてはどういう状況なのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時19分

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今ちょっとお話をいたしましたけれども、この8月、9月、10月については、一応3カ月利用できるような状況には見えるわけですけれども、この10月についてはゼロという形が出ていますけれども、これらについてちょっとお尋ねをしたいと思います、どういう状況なのかということ。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

開設期間が、磯分内から茶安別交流館まで、いずれも9月までの開館ということで、10月の実績は出ておりませんので、ご理解ください。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 8月、9月までって、10月の実績は出ていないということは、これ10月は何のために書いてあるということ。この標茶水泳プールの分があるからここに書いているということですか。

○委員長（川村多美男君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

この実績表をごらんいただければわかると思いますが、ほかの施設の利用実績をあらわすための表として作成しておりますので、実績のないところはゼロという形で記載しております。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりました。

そうすると、これはこれとしてわかりましたから、次にしべちや斎場の関係で今度はまたお願いしたいと思います。

先ほど、館田委員からお話ししたときに、私が聞こうと思ったようなことが随分住民課長のほうから詳しく出ていましたので、余り聞くこともないなとは思うのですけれど

も、それと重複しないように二、三点教えていただきたいなと思います。

今回、1,536万9,000円ですか、この金額でもって2社が請け負うという形になっていますけれども、これらについて、細かい部分からいきますと、燃料については今回31万2,000円ですか、この金額が補正になっていますけれども、昨年1年間で大体この灯油等についてはどのぐらいの実績があつて、次の4月の、今後、来年度からはどの程度の要求をしていくというような状況になるのか、実績というのは1年間出ていると思いませんけれども、ちょっとその辺教えていただければと思うのですけれども。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） しべちや斎場につきましては、昨年度は年度途中からの新設でございますので、まだ1年間の実績が正確に出ているという状況ではございませんので、今回は特に燃料費関係の部分の需用費につきましては、指定管理者の中から外して3年間の実績を見ながら推移をしていきたいということで先ほど説明させていただきました。なお、ただ、ことしの実績、それから来年の予算につきましては、まだちょっと手元に今資料がございませんので明確な数字はお話しできませんが、そういう形で対応していきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 次に、今まで直営といえば直営の形の中で1人がやっていたと思うのですけれども、今後、これ2社ですか、2名体制ということになっていますけれども、この辺については、例えばきょう葬儀が、火葬があつたということになれば、これ両方、2人が常についてやるということなのか、それともそれはトータルして1人工半だとか、そういうような形の中で計算した金額なのかということがちょっとわからないのでお願いします。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

基本的には火葬、今回指定管理者で現在直営でやっている部分につきましては、ご存じのように1名体制という形でやっております、火葬場にいらっしゃるご遺族の方の誘導であるとか、そういった部分については、なかなか配慮できないというような状況もございましたので、指定管理者の制度に移行する際には、火葬業務については1名、それから補助的に誘導等の含めた職員を1名配置していただきたいということで、常に2名体制という形で対応していただくという形で今回お願いをしているところでございます。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 昨年、あそこの部分で清掃のことも私は聞いたことがあるのですけれども、恐らく1回か2回かは清掃をやったのだらうと思うのですけれども、ちょっと私も記憶にないのですけれども、この清掃については、この両業者がこの部分も含

めてこれから管理していくということでのいいのですか。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 清掃の部分につきましては、指定管理者の中で、火葬の開始前、それから開始後の清掃等につきましても、指定管理の中に入っております。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そうすると、冬になれば当然吹雪になったりなんかしますけれども、その朝に当然除雪が来ると思います。今までの話をちょっと聞いてみますと、入り口までは大きい車でとっていくと。その後はまた入る玄関先まではきちっとしなければならぬというような話も聞いていましたけれども、その辺も含めて、その業者が対応していくということよろしいですね。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 基本的には現在、町の除雪で駐車場の除雪を行っていただいておりますので、車が入れる部分につきましてはそういう形で、それ以外の玄関周りの例えば雪を先に早く来て除雪でかき出していただけるように排雪をすとか、そういった部分については現在と同じような形で、細かい部分についてはまだ業者、今回、指定管理者の候補を昨日議決いただいたばかりですので細かい打ち合わせはまだこれからですが、基本的には今までと同じような形で委託をしたいというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） それともう1点、契約の中にはどういうふうに、これからやっていくということも含めて考えてもらわなければならないのかなと思うことは、これは万が一、それこそ死亡した人間をやるわけですからよほどのことがない限りあれですけども、何か危険、今までの中で事故が起きたと、なんかいう部分についても、どこまでのこれ責任を業者に負わせるのか、それとも町が最終的にはやはりその責任に応じて対応していかなければならないのかということも含めてちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

基本的な火葬の現在の施設を使う中で起きた事故につきましては、現在、町が入っている保険がございますので、その適用になるというふうに考えております。ただし、指定管理者側の例えば過失とか事故等によって、その原因によって起きた事故につきましては、指定管理者の責任という形で適切な対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりました。

それともう1点は、前にも何回か私が言ったことはあるのですが、今まで1人

の人が火葬とそれから野犬の掃討についてやっていた部分がありますけれども、今、野犬の部分については余り耳にしなくなってきたのですけれども、キツネ、野犬については今後どのような対応をしていくのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 現在、火葬場を管理している職員につきましては、火葬が入らない部分につきましては、野犬関係の業務に携わっているということで皆さんもご理解いただいていると思いますが、来年度以降につきましては、その部分については、現在、それに関係する部門では住民課、それから農林課の部分がございますので、その中で調整をしながら対応していきたい、基本的にはその中で、現在の職員の体制の中で、今、後藤委員のほうからもございましたが、基本的に野犬の例えばいろんな問い合わせ等については、以前よりかなり減ってきておりますし、実際に捕獲の頭数も減ってきておりますので、そういった部分では現在の職員の体制の中で、特に農林課と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりました。

終わります。

○委員長（川村多美男君） ほかにございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） ことし最後の質問になるわけですが、先ほど来、病院の関係、款项でお聞きしましたけれども、続いて北海道厚生局の適時調査の関係についてご質問を申し上げたいなど、このように思います。

それで、款项でお話したあの続きをしたいわけですが、ここで出ています数字、特別欠損金とそれから入院収益で上がってくる数字なのですが、特別損失については23年、24年の療養加算分で、医師の報酬もあったりするから六百何万円、これ特別損失、非常に正しい経理だなというふうに見ていました。これでいいなど。

一方、72時間の10対1と13対1の分の取り扱いの収益のこの△印に、1億一千何百万円となってくる、これがどうしても納得がいけないというか、ちょっと理解ができないのは、看護師さんの約1,700万円、きちっと概算で言えばわかると思いますから、1,700万円ぐらいの当直料が、私は25年度分の特別損失で出てこなければならぬのでないのかなと、こう思っているのです。というのは、これはお医者さんの分と同じで、もう既にお金は払っているわけですから、今のある収益の中にこれを圧縮してしまうと。もう出ているわけですからね。だから、25年度分の中でこうやって出すのであれば、看護師さんの分も当直代も特別損失になるのでないのかなと、こういうふうに思っていて数字を見ていたのですよ。そうしないと、総体的の数字の間違いは、これ自体の総体の間違いはないけれども、経理上ちょっと違うものかなという、そう思って見ていたのですけ

れども、その辺はどうなのですかね。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

今、ご指摘のございました看護師の夜勤従事者に係る入院基本料の返還の部分、現年度分の返還金でございますが、それにつきましては、どういうふうに返還を実際するかということの説明申し上げますと、月々の診療報酬の請求を医療機関のほうで各保険者宛てに請求をさせていただくわけですが、その中でその返還分の数字に見合う、返還額に見合う分を差し引きしていただくと。相殺をさせていただいて、全額国保であれば国保の中で返還金が全て返還が終わったということになったときに、初めて相殺をされるということですので、月々の請求額の中で随時 毎月引かれていくと。なくなるまで、返還額に到達するまで相殺がされるということでございます。3年前の取り扱いについても今回と同じでございましたが、そういうことで入院収益の中で整理をさせていただいているということでございます。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、言っている意味、わかるの。僕の言っている意味わかるかな。今、そういうやり方がいいのかどうか俺はわからないけれども、それは疑問なのさ。それ疑問だというのは、病院にお金が残っているのだけれども、患者負担からもらった分みたく残っているのなら、病院の残ったやつを返すというのならいい。残っていないのです、これ1,700万円。払ったわけだ、看護師さんに。払っているしょ、当直代だから。動いているのだよね、お金。もう既に精算はしていますよね。わかるでしょう、意味。そうすると、その分は特別損失でないのと俺聞いているのさ。わかるでしょう、言っている意味。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 申しわけございません。

お答えをさせていただきますが、今、当直料という言葉も出されましたが、夜勤ですからもちろん夜勤業務手当で夜勤した看護師等については対応させていただいて、これについては支出の給与費の手当の中で計上をさせていただいておりますが、この入院収益の部分、今回の入院基本料の平成25年7月分と8月分に限って申しますと、既に診療報酬としていただけなかった、基準を満たしていないにもかかわらず調査でそういうことが判明いたしましたので、既にいただいているものをお返すということでございますので、入院収益でいただいておりますので、その分を返還金として入院収益の中で相殺をさせていただくということでございます。

○委員長（川村多美男君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） まず、基本的なことのちょっと確認をしたいと思います。

それで今、返還金の部分でありますけれども、これについては入院基本料ということ

で、1つは13対1のところで行きますと、基本点数が1,103点であるというふうになります。ただ、先ほどありました72時間というのは、この基本料金を取れる要件の部分でありまして、その要件を満たしていないということで、7月、8月分については575点になってしまうということでもあります。その差額分を、本来はもらえなかった部分が歳入として入ってきていますので、その部分を年度内で相殺させていただくということでもありますので、その基本的な部分をご理解いただきたいと思います。72時間のその看護師に対する夜勤時間として支払っている額ということではなくて、入院基本料金として入ってきている金額の相殺ということでもありますので、その点はぜひご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 何か数字の整理の仕方がそれぞれ企業会計は違うのかなと思って今聞いていたのですけれども、いずれにしても看護師さんの支払いについては支払いは終わっているわけですから、その分も含んで収益で入ってきているわけですから、残っている分についての返還はそれなりでいいのですけれども、やっぱりその分は穴が空いていると、病院の中には。それは僕は特別損失の中でこれは埋めていいのかなという理解です。

こういうこともあって、私も協議会のときにちらっとお話ししましたがけれども、やはり病院の会計認定そのものが議会に上がってくるときには、必ず監査委員の意見書がついて上がってきて、そして審査、こうやって審議するわけです。その分はこっちに置いておいて、今度これは二千何百万円というものは新しい数字が出てきて、これも前でしたら定例的な監査でよかったのです。今、うちの2名監査がいるのですけれども、議会からも1名と。しかし、法も変わって、行政監査もできるようになった。そうすると、法で言っているように、町長はこういう文字、数字が出たときに、やはり監査委員に追加監査をお願いしてみると。こういう措置もとれるのですよ。とれるのです。

または、議会もそういう要請は、請求は町長が要請できても、議会の場合は請求か何かになってくるわけですが、そういうのを付けてもらって、それで今回のような議会を迎えれば、こういうあれはなかったのですけれども、たまたまこういうふうになってしまったからあれなのですから、今後、この種のものについて、こういう例になるのかどうか分かりませんが、監査委員のやはりお仕事をフルにこういう場合は使って僕はいいいのではないのかなと、こう思っています。これはたまたま病院の関係でお話をしているのですが、何の関係で出るかわかりませんが、そういうことも踏まえて、私、思いをしていたのです。そのほうがかえって議会と町との協議でも何でもが上手に運転していくのかなと、このように考えておりますが、その辺いかがでしょうか、町長。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

今回の件に関しますと、私どもとしては、原因等々を調べた結果、指摘のことにつきまして、そのとおりだということで事務方のほうである程度解明をできましたので、追加監査の必要ということは私は考えません。

今後、こういったことがないように私どもとしては最大限努力してまいりますけれども、時と場合によっては、ただいま委員の指摘になった点については検討させていただきたいと、そのように考えております。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 町長もそうやって答えてくれたから、これはこの辺でと思って、時間の関係上、病院のほうの関係ではいろいろあるのですが、ちょっともう1点だけお聞きをしておきたいのは、今の関連も今後出てくると思うのですが、病院の企業会計の見直し、新しい企業会計のやり方が来年からですか、変わるわけですが、しかし、今、現実として、いわゆる利益が出ました。法定積立金の積み立てが義務づけられていて、資本金の余剰金の分がありますよね。剰余金の分。原則これは処分できないのです、今。処分できないのです、今までは。できないのでしょうか。これが新しい法の中になりますと、これできるようになったと聞くのですが、それいかがですか。

例えば私は、今、町長が言ったようなことで、一つの病院の中での形が、こういう数字ができたときに資本金の原資を求めても、その中で対応ができるのでないのかなと思って今聞いているのですけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

今ご指摘の利益剰余金の扱いでございますが、現行といたしまして町立病院の設置等に関する条例にも規定されてございますが、利益剰余金が24年度末に発生いたしました。その分につきましては、減債積立金ということで企業債の償還に充てるということで処理をさせていただいているところでございます。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今度は資本金が減資できるような法律に変わったのではないですか。今度そういうこともできるようになったのではないだろうか。なつたはずなのです。それ資本金をお金にして病院の中で使えるよと、早く言えばそういう話なのさ、私が言うのは。だから、今まではそういうふうになったやつは減債積み立てだとか何かにして処理してきたのだけれども、今度は資本金のある部分については、崩すことは今までできなかったけれども、今度崩すことができるよと。できるようになったと思うのです、その辺。そうですね。

それで、そうなってくると、うちの今ある条例か何かの改正も今後必要な部分が出てきませんか。その辺どうですか。

○委員長（川村多美男君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 済みません。今お尋ねの剰余金の取り扱い、改正部分、ちょっとまだ正確に把握をして実際のところおりません。今、事務の中でちょっとシミュレーションをやっているところですが、あわせて同じ企業会計であります上水会計のほうと連携をとりながら、今、すり合わせもしているところでございます。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ、もう既にできるようになっているはずだから、もう既に。ちょっとこれ調べてみてください。私、これどうして今ここで話しているかといったら、先ほどのこういう数字が出たり、何かの間違いが起きたときに、独自でそういうものの中で、議会の議決さえあればとりあえず病院でやれるよというふうにもうなっているはずだというふうに理解していたから、それでまず聞いてみたのです。

そういうことで調べておいてください。勉強してください。そして、またそのうちに借入資本金の廃止の問題だとか出てきますよね。それまた後で聞きますから、今度別な機会にね。

そして、質問を変えます。

標茶の酪農再興事業の関係で、950万円、会社に出資しているわけですがけれども、その後、これどんなふうになっていきますか、動きが。それで、来年度に向けてこれはどういうふうになってきそうですか。

○委員長（川村多美男君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、再興事業の中で一番大きな事業費を占めます草地更新の関係、簡易更新の後押しの関係でありますけれども、今、農協さんのほうで取りまとめをいただいているところであります。具体的に細かな数字まで上がってきておりませんので、ことし各種事業を含めた更新の面積については約980ヘクタールというふうに報告を受けておりますけれども、再興事業の中で仕組んでおります土壌診断をしてからの簡易更新について、まだ詳細な金額が上がってきておりませんので、ちょっと今の段階ではお知らせをすることができない状況であります。

また、今、新年度予算の策定に入っているのですけれども、ことしの進みぐあい等も検討しながら、引き続き質の高い飼料が収穫できるような体制づくりに努めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、同じく再興事業の中でバイオガスプラントに対する支援も含んでおりますが、そちらについては、今月頭に完成をしたというふうに報告を受けておまして、これから補助申請が上がってくるものというふうに考えているところであります。予見的に言うと、上限の100万円を支援する形になるのかなというふうに考えております。

それから、同じく中で、牛舎排水、パーラー排水の処理の関係の支援もあるのですけ

れども、こちらにつきましては、ちょっと中山間事業の取り組みがなかなか思うように進まないということもありまして、今、やりとりをしているところでもあります。こちらについても、実際出てくれば支援をする形で考えているところでもあります。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この草地更新なのですが、これ、ことし980町ぐらいという、全体的に980町ぐらいあるということなのですが、実施されたのはどのくらいかということとはわからないのですか。町のほうでヘクタール1万円の出した分、1,800万円見ましたね。この分の内容です。これと、今回これ12月ですから、来年度予算のこともありますから、そういうことも考えて質問しているのですけれども、いかがですか。

○委員長（川村多美男君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

詳細な数字につきましては、先ほど申し上げたとおり、まだ私手元に持ってございませんのでお答えすることができません。

それで、この事業、組み立ての段階で農協さんとも協議しながら草地の更新率の向上を図っていこうということで、ある程度のパーセンテージを考えながらやってきているところでもあります。ことし、初年ということで、町が投資を始めたということについては、農協さんの地区懇談会ですとか、あるいは営農相談の段階でPRをしていただいているのですけれども、初年度ということでの取り組みの差というのが恐らくあるのではないのかなというふうに推測をしているところでもあります。何年間か継続してやらせていただきたいというふうに原課のほうでは考えておまして、新年度については、ことしの数字がまとまった段階で、さらにしっかりした、最終的には目標が達成できるような、そういうボリュームを考えていきたいなというふうに考えております。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、これ当初の提案したときと考え方は変わっていないというふうに理解して、1,800万円の予算で5年ということについてはまた来年度も引き続き予算を盛ってやっていく。これ農協さんからの実績が出ましたら、何か表にまとめて議会のほうに渡していただきたいなと、こう思うのですよ。

それと、ちらっと触れました今バイオマスの関係で、100万円の補助。この阿歴内でやっているバイオマス関係なのだけれども、この事業がどこまで進んだかわかるでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

農林水産省の補助事業を活用しながら実施しておまして、12月5日だったと思いますけれども、本省から担当の方もお越しいただいております。そのときに、あわせて完了の検査を行うというふうに聞いておまして、今現在は発酵槽を温め終わって原料を

投入するかしなにかぐらいのタイミングだというふうに理解しております。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 町の事業でないですから、私もこうやって聞いても詳しくなかなか答えられないでも概略は押さえていると思って質問しているのですよ。

このバイオマスの関係につきまして、100万円の補助ということのようですが、そのほかの援護というのは考えていないのですか。どうなのでしょう、この今回100万円ですか、その補助の中で援護するのがありますけれども、そのほかに何か町のほうで、私聞くとところによりますと、はっきりした数字はつかんでいるわけでないのですが、阿歴内の事業も何か1億4,000万円か5,000万円ぐらいの事業になっていると。そういう中でのことなものですから、半額補助にしても相当な負担もありますし、町のほうもこうやって援護があるのですが、そのほかの援護というのは何か特に考えているとか、こんなこと、あんなことということもあるよと。支援もこうやって考えているよというようなことが、あったら聞かせてください。なかったらいい、ないと言ってくれればいいです。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） バイオガスプラントの推進につきましては、私どもも非常にといたしますか、緊急を要する課題の一つを解決する手段としてバイオガスプラントというのを農協さんと一緒に考えてきました。というのは、本町におきまして、厚岸の水源を守るというのがこれ最優先の課題でありまして、実はことしも何度も下流の水質に多大な影響を与えるという事件がありました。

家畜ふん尿の処理施設の整備については、委員もご案内のように、平成11年から法律が施行され、5年間、猶予期間の中で、本町も議会の皆さんのご理解をいただきながら、ほとんど全戸整備をしたわけですが、その後の例えば離農に伴う規模拡大等々によって、現状の処理施設が足りないという状況は私どもも理解をしております、それを何とかしなければいけないというのをずっとこの間考えてまいりました。その一つの解決の手段としてバイオガスプラントというものを考えておりまして、農協さんとも一緒になって推進をしております。

委員もご案内のように、昨年7月に国が再生可能エネルギーの買い取り価格というのを設定いたしまして、ほとんどのところはその買い取り価格を、何年間かというのはこれ規模によって違うと思っておりますけれども、ほとんどそれで賄えるということで、国の補助事業等々をその買い取り価格を前提にしての補助率が設定をされております。本来で言えばそういった制度があるものですから、町としてどういった支援をつくるかすると、ほかの再生可能エネルギーの利用推進とは若干異なるわけですが、先ほども申しましたように、私どもの基幹産業である酪農を守るために最優先の課題である、そういう認識のもとに100万円の補助ということを考えているわけでありまして、ぜ

ひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 町長、100万円の補助の今言っているやつは理解をしているということではなくて、これ、うちの議会の人方みんな理解していると思うのですよ。それはそれでいいのです。

ただ、標茶で唯一厚岸の問題があるにせよ、こうやって施設をやったわけです。それで、この施設に対して、この100万円以外の町からの支援策というものは何か考えられているのかな、考えられていないのかなと。それとも、また農協さんとでも相談して、いろいろとやれることがあればやろうとしているのかな、その辺を聞いておきたいなど。

あと、私の気持ちからいくと、100万円だけでなく、何かよく相談してやれることがあったら支援をしてやってほしいなという気持ちがあって今聞いているわけですが、いかがですか、町長。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） そういった意味で、100万円というのが町としての考え方ということでご理解をいただきたいと思います。

ただ、ここに来て非常に大きな問題になっているのが、北電さんのほうがこのバイオガスプラントで生産された電力を全量買い取りということではなくて、電力の需給バランスを調整する弁として使いたいというようなお話をされているというような情報もありまして、そうなってきますと、先ほど申しましたように、この補助事業を組み立てている全量を電気料金として買い取っていただくという前提が崩れるわけです。例えば3分の1、これは買い取らないと北電さんが決めますと、そうするとその分、発電した電力は行き場がなくなってしまうという。そうすると、この事業そのものが成り立たない、バイオガスのシステムそのものが成り立たないというような状況等もありまして、そういった意味で決してそのような形にならないように、もしそういったことで、これはただ国の法律上、電力の安定供給というのは、これは電力会社さんの専決事項でありますので、そこら辺がどういった形になるのか等々については、国のほうにもバイオガスのシステムの推進等々、これは全道的な協議会にも私ども参加しておりますので、そういった場でいろいろな皆様方と力を合わせながら、このバイオガスの発電システム、これは本当に安定した電力供給だと私ども伺っておりますので、ぜひ推進してまいりたいと考えておりまして、そのためのいろいろな活動等については今後も努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、私の今聞いている質問に対しては、その辺はまたできるだけのことはいろいろと、組織といえば農協なのですが、その辺とも検討しながら、やれることがあったらやっていきたいというふうにとっていいですね。そういうふ

うに私は今、町長の意見はとったのですけれども、よくとったのですけれども、たまによくとってもいいよね。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 直接的な支援として100万円という以外には考えていないところで、ただ、いろいろな課題等があつて、それを解決するために町として農協さんと協力して何ができるかということに関して言うと、これからも努力してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうふうに私は今先ほど言っているのを受けとめて、なぜかという、電力の供給の状況というか、今、町長が言ったようなことが北電にはあると思うのです。ただ、私は逆に、これを受け入れした農家のほうのあそこでできる消化液の関係が、本当に100%お金にすることができるのだろうかという心配をしているのさ。これが、畑作がこの辺大きくなって行って、どこかあの近くでも何でも持って行ってくればいいな、牧草だけだったら果たして肥やし代がその電力で入ってくるやつでカバーできるだけのことになるのかな、やっている農家の人のほうの負担にならないのかなとか、そっちが何か、電力で賄えるという話も聞いていたものですから、実際にこの農場の釧路、標茶の管内のことも考えても、ちょっとその辺も心配しながらいるものですから、その様子を見ながらでも、やはり目配りはしてあげなければいかんという観点から、こういう質問をしたのだということで理解をしてください。

何かお答えしていただけるのならいいですよ、お答えしていただいて。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

バイオガスのメリットというのは、先ほど申しましたように、ふん尿をメタン発酵させることによって電力を吐き捨て、そこで売電ができるということと、それと結果として消化液が使えるということとであります。これが内地府県の酪農家であればそういった問題があるかと思えますけれども、今回整備された農家さんが例えばどれだけの農地を持っているかというのは私ちょっと今正確には存じ上げていませんが、そのことは農家さんは十分理解した上で、その消化液を肥料として使えるということも踏まえて1億何千万円の投資をされたというぐあいに理解をしております。そのことは非常に大事なことでありまして、消化液で散布するというのと、生堆肥でまくということは全然違うわけですから、飲用水源の上流として生産者の責任として私は非常に重要なことであると。そういった意味で、町、農協として推進するために支援をしているということでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） どうもまたこうなってくるとポイントがちょっとずれてくるの

だけれども、これ私が心配するのは、農家の人の消化液で十分だと思ってやったのかどうか、そういう計算を立てたのだらうけれども、非常に心配な点だと。間違いなく心配になるぞとは言っているわけでないの。十勝のほうと違ってなかなか心配のするところが多いなど。だから、そういう面をよく目配りをして、そういうふういきょうも気をつけて見てもらって、何かのときには一つの支援体制も必要かなということの思いで質問をしたのですと、こういうことです。

ただ、これが堆肥よりもこっちのほうがいいとか、あっちのほうがいいとかというのは、これはみんなわかっていることですから。そういう意味でのお願いですから。お願いというか質問ですから。

それと、今度うちの町として、このバイオの再生エネルギーの取り組み方、推進をすると今おっしゃったから、どういう推進の仕方をするのかわかりませんが、どんなことを考えているのか、僕、町長がそう言ったのに心配があるのだ。それは、例えばバイオガスのタウン構想の指定を受けるわけでもなければ、そういう大きく構える何物もないし、ただ話では今言ったような話にもなるのですが、これ標茶町を、虹別から阿歴内から茶安別からみんなこれ含んで、バイオガスのこの普及というか推進については、標茶町全体としては町長はどこに持っていこうとしているのか。その立ち位置を聞きたいのさ、町長の。それが見えていないのだよ。せっかくドイツまで職員をやった、勉強に。ドイツまで勉強にやって帰ってきたけれども、阿歴内のバイオマス1つでは、また今の一、二、農村のやっている畜舎の排水の関係だとか、どこに標茶町のこれを持っていこうとしているのか。町長の立っているこの姿勢の位置を聞きたいのです。

それともう一つ、太陽光なのです。太陽光の姿勢は、町長の話は理解しておりますけれども、これも同じく200万円の報償費、これ商品券で何件あったのか、どういう内容でことし終わろうとしているのか、これも聞かせてください。

それともう一つ、これ綱領か何か規則はなくていいのかな。何かつくったのだったっけ。これもあわせて。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

バイオガス推進の私の立ち位置ということですが、立ち位置という意味がどういう意味なのか私ちょっと理解ができないのですけれども、先ほどからといたしますか、ずっと申し上げますように、本町の基幹産業酪農をこれからも推進していくために最優先の課題は家畜ふん尿処理をどうしていくかということだと私は考えておまして、そのための一つの手段としてバイオガスというのは非常に有効な手段であると、そのように考えております。

ただ、施設整備等々について、それをどうしていくのかでは、これはあくまで個々の経営にかかわる問題でありまして、基本的には経営者の皆さんが判断をされることであ

り、その経営者が組織している農協さんの考えだということで、私どもの考え方としては常に農協さんにお話をしながら、そういったことでともに連携をとりながら進めてまいっております。

バイオガスのシステムとしていろいろな取り組みの手法があろうかと思えます。個別経営の中で設置していく場合、それから共同経営の中で設置していく場合、地域の中で設置していく場合、これはいろいろなやり方があるかと思えます。それはそれぞれ一長一短、メリット、デメリットがあるわけでございまして、それと例えば共同利用の場合に、今までの農業の振興事業の中で問題になってくるのは、今まではやはり全て共同事業を前提に物を考えていたときに、離農、休農をどうして吸収していくのかということ、この視点が欠けていたわけでありまして、このバイオガスのシステムに関して言うと、非常にインシヤルコストがかかるということと言うと、かなり慎重な判断が必要であると。したがって、私どもはいろいろな情報提供をしながら、また農協さん、それから酪農学園等々とも連携をしながら、本町にとってどういった形が一番いいのか等々については、じっくりとお話をさせていただきながら進めてまいりたいと、そのように考えております。それが私の基本的な考え方でございますので、ぜひご理解を賜りたいと。

太陽光については、管理課のほうから説明をしていただきます。

○委員長（川村多美男君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） 委員の質問に答えたいと思います。

太陽光発電に関する報償費として、今年度200万円を計上しております。この使用の状況、報償の件数でございますが、現在12件の申請がありまして、報償の商品券ですけれども、これを12件の方にお渡ししておりまして、現在8件分残っている状況にありまして、これに関する規定等というのですか、それはえこほ一むということでやっておりまして、規定を設けまして審査、届け出、また書類の審査等を含めて規定をして、規定の中で行っております。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） その話は今するけれども、町長のバイオマスの取り組み方については先ほど一般質問でも屠畜場の関係でも話したけれども、どっちかという、悪いというわけでないのですよ。構えているというか、みずから一生懸命推進をこういうふうにしてやるとか、推進をすとかということではなくて、それは個々に考えることだ、農協とも相談しながら、町が機関車の役割をする、そういうようなことではなくて、個々の責任でやるという、そういう考え方、これはこれで町長の考え方だから、それをあなた違うのでないのかなんてここでやり合ったって、お互いにそんなものは考え方ですからそれはそれでいいのですけれども、私はもっと積極的に入っていく姿勢があるのだなと思っていたのですよ、さっき推進をしていくよと、こう言っていたから。屠畜場の

問題も、どっちかというと待っているように聞こえるのです。待っているように。

しかし、町長、私いたましいなと思うのは、なぜいろんなものが見えている未来にぐっと向かう姿勢がないのかなと。つまりいたら、転んだら痛いから、そんな走って歩いて泡を食うことはないのだけれども、つまりくようなことまではすることはないのですけれども、せっかく見えている未来をしっかりと受けとめれば、これ雇用の問題も多少標茶町は役立つのかなと、こう思っているわけです。

これも時間がたっているいろいろな環境が変わってくれば、町長の姿勢も1つ1つ徐々に変わるのかもわからないから、そういうのも期待をするところです。なかなか我々はこうやって言うだけで、かわってこうやってやりますわなんて言うわけにもいかないですから、これまた大変なものです、気ばかり焦って。

そういうことで、課長、あなたが今答えたやつ、規則はあるのですか。あるのなら、それ議員の人方に、僕は見ていないのよね。もらっていないのよね、規則だとか要綱だとかという、これの分の。これ施策か何かでやったのなら、要綱や何かあるのであれば、やっぱりちゃんと皆さんに渡さなければだめだ。だって、これせっかくの町長の施策でやっていることだから。何か要綱か何かいつも何かもらうのでなかったかい、こういう施策の場合。出るよね、規則とか規約か何か。これずっと出ていない。出ていないと思うのだけれども、何ももらっていないよな。

○委員長（川村多美男君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時21分

○委員長（川村多美男君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 私もほかの町村のやつをもらって言っているものだから、うちは進んでいるところだから、そういうこと。議会の中のことだ、中だというのであれば、議会の中で話をしてみます。

それで、もう一つ話題を変えますけれども、中御卒別の学校の関係なのですが、3月で閉鎖をするわけですが、ことし、今12月ですから、閉鎖後はいろいろな話がありますけれども、まだ教育の財産だと思うのですが、その後あれが、使用についてはいろいろと検討はされているのでしょうか。どうなのでしょう、教育委員会のほうか、それとも町長部局のほうなのか、何かその後については検討されているのでしょうか。

○委員長（川村多美男君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

中御卒別の学校跡、学校としての任務は終了するというものでありまして、そちらの

ほうの利用はございませんが、またこういう学校の場合、地域の利用ということが第一義的にありまして、地域の要望を聞きながらまずは進めていきたいというのがありますし、ほかにも利用を望む要望もありますので、それらを含めまして今後の利用方法を考えてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） まだ時期が来ているわけではないですからあれなのですが、仮にあの施設が何らかの方向に使えるようになっていくのかなというふうに思っていますが、町としてもやっぱりあの施設については、あいた後についてはフルに効率よく使えるような状態になることが一番いいというふうにお考えにはなっているということなのですね。いかがですか。

○委員長（川村多美男君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

中御卒別もそうですが、ほかの施設につきましても、基本的には同じ考えでありまして、できるだけ使える施設につきましても有効に活用してまいりたいというのが基本姿勢でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それで、質問を変えますけれども、来年度、美幌の堆肥舎の関係、戸数の関係や何かははまだ2戸のままなのですか。それからあの堆肥舎は今後どんなふうに、投資もされなかったらまずいのかなというところもあるのですが、投資もひくくめてどう持っていくのか、来年度。どういうふうに持っていくのか、お聞きしたいなと思っております。

○委員長（川村多美男君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

施設利用をしております美幌トラクター利用組合については、ご指摘のとおり、現在構成員が2戸のままです。町との貸借の関係については、今のところ美幌トラクター利用組合としておりますので、利用者についても当然2戸ということになっております。

それで、この先のことにつきましては、これまでも何度か議会でもご議論、ご指摘をいただいているところでありますが、まずは地元のほうで地元のトラクター利用組合の希望を聞きながら、そこに参画する仲間がいれば、それは町のほうでも前向きに受け入れていきたいというふうに考えておりますけれども、今のところ地元からはそういう声も出ていないところであります。

それから、ご指摘のとおり、投資をしなければならない時期ということでありまして、それに関して補正予算を計上していただいて調査設計をかけているところであります。今、設計のほうから提案を受けた内容について直接的な投資と、それからこの先考えら

れる機械等の再投資、それらを含めて検討しているところであります。どうするのが一番いいのか、あるいはベターなのかということについては、まだ結論に至っておりませんので、早急にこれについても検討して、美幌トラクター利用組合の構成員の方々とも相談をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 町長、この美幌の堆肥舎の関係、これ2戸なのですよ。2戸で、今言ったように、再投資とは、戸数の関係の検討をしていないのですか。これ、このままで再投資するつもりなのですか。これ補助対象戸数から戸数的には減りましたよね。そうすると、2戸の投資で固定資産分程度のものをもって再投資ということをさらにこれは考えているということですか。どうなのですか、これ。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

結論についてはまだ出しておりませんが、あの施設は、委員もご理解いただいていると思いますけれども、先ほども申しましたように、家畜ふん尿処理施設を緊急に整備する一つ的手段として道営事業で共同の事業として、あれは立ち上げたものであります。当時、三百何十戸あった酪農家の施設整備をどうやって実施していくかの中で多くの選択肢があり、一つの事業だけでは全部が対応できない。それで、いろいろな事業を、可能な限りの事業を取り組んで、一つのモデル事業としてあの事業はやりました。結果としては、当初4戸でスタートして計画をしたのですけれども、現在2戸ということで、当初の考え方がそのままいなくなっていると。そのことについては、私もそのとおりだと思います。

しかしながら、そういった意味で整備した事業でありますので、今後の利用形態について、農家の皆さんにこのまま使っていただくことがいいのか、また別の利用を考えていくのか等々についてはいろいろな考え方もありますし、また逆に言うと補助金を返還して閉鎖という選択肢も当然あるかと思えます。ただ、当時、堆肥の処理としてあの方法というのは、これは畜産環境リース事業の中でも随分道内のいろいろなところで整備されたことで、当時としては非常にすばらしい技術だったというぐあいに考えておりますけれども、やはりいかにせんコストが非常にかかるという難点もありまして、もっとオーソドックスなやり方、それと根釧地域においては、堆肥の処理という方法ではなくてスラリーという形にふん尿堆肥の処理が変わってきたのも事実なわけで、だからそういったことを総体的に考えながら私は当時あの施設を整備して実施したその意義はあったというぐあいに考えておりますけれども、今後の維持管理については、ある程度の時点で、これは利用されている農家さんのご意向も伺いながらですけれども、決断をしなければいけないと、そのように考えております。今はどういった方法が可能か等々について多面的な検討を加えているという状況でありますので、ぜひご理解を賜りたいと

思います。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 町長、私、前からこの話を出しているのですけれども、やっぱり農協とよく相談をしてもらいたいと。というのは、戸数も減ってきたと。戸数の目方が協議できないのかどうか。やっぱりこの2戸のままで再投資、再投資していったら、利用料にはね返って大変なのです。戸数さえあれば、今言ったように、いい事業なのかなと思う。だけれども、やったからって負担を町がかぶってまでやると、やっぱり農家の人方の平均を考えると不公平にもなるから、戸数をふやして再投資するにしても負担がのらないような、そういう方向で協議を私はしてほしいと、こう言ってお話ししていたの。だから、また来年度予算の編成の時期も来たし、さっき課長が言ったように再投資の時期も来たし、そういう話のまとめがあって今の町長の話だと私は理解できるのだけれども、何もそういうことのまだ整理もしないで、そういう段取りもしないで今のようなことで終わったり、再投資したりすることは、私はちょっと危険でないのかなと、こういうふうに思うのです。いかがですか。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

農協さんといろいろなお話をさせていただきながら、結局あの施設は、これは頭数規模によりますけれども、何戸の利用が可能かというのは数字としては出ていますので、そういった可能性も選択肢として考えながら対応してまいりたいと、そのように申し上げているつもりでございますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことであればいいのですが、そういう協議をやった結果、また聞かせていただければいいなと。そういう話を聞いたことがないものですから、初めて今聞きました。

最後になりますが、栄の7線、ちょうどヤマザワさんというところの前の道路、あれ7線だと思うのです。そこのところから行くと、ちょうど坂にぶつかります。そして、こっちから行くと左側になりますけれども、明渠があって川、横断しています。道路横断しています。それが、私、行って見てまいりました。すっかり見る形なく上のほうから押し寄せられて、この間の台風というか、あの突風や何かも雨も嵐もあったりして、あれでやられたのでしょうか。そんなので埋まって、上から来る水が道路を挟んで右左にみんな水が流れていました。もうああなれば大変だというよりも、草を利用している人方ももう大変ですし、何とか処理をしていただきたいなという話もありまして、今こういうふうに話を出しているのですが、明渠整備の投資が必要でないのかなと。あれはメーター数にして100メーター近くはあるのでないだろうか、あの上のほうまで行くと。ちょっと車で走ってみたのですけれども。かなりあのままにしてはなかなか何年もぶん

投げてはおかれないなど、こういう状態なのですが、既に農林課や建設課のほうではそれは押さえているのではないのかなと思います、できればあの整備もしていただきたいなど、こう思うのですが、いかがですか。

○委員長（川村多美男君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

今、委員ご指摘の区間というのが、国道391から個人宅で言いますとヤマザワさんからツボイさんに抜けていく町道沿いに、途中から道路横断して明渠に入っているところから100メートル強の区間かなと思います。

この箇所につきましては、農林課と建設課のほうで既に現地確認しておりまして、状況といたしましては、今ご指摘の区間は河川管理の部分でございます。この下が道路横断いたしまして、明渠で管理されている状況にあります。被害の状況といたしましては、現年及び今年度の豪雨等によって土砂が埋塞しているという状況であります。

建設課と農林課のほうで現地調査の結果で申し上げますと、簡単に埋塞除去をできる状況の量ではないということがわかっています。それで、一定程度の予算、それから計画性を持たなければならないなどというところで原課としては今押さえてございます。そういうことで、予算の問題、それから下流の釧路川との関係、もう一つは隣接者のご協力等々の部分がありますが、建設課、農林課としては協力して、この区間というのはいりかなりの埋塞が進んでいる状況ですので、対応を急がなければならないという事案で押さえている状況でございます。下流側の明渠から木の部分、それから堆積土砂を除去してくる部分、それを進めながら上流の私どもの管理の河川部分、これの状況を見て、下流の進捗状況を見て後追いで埋塞土砂の除去作業を行っていくということになるかと今想定しています。単年度で終わるレベルかどうかは、今はっきり申し上げられません。

○委員長（川村多美男君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 今、建設課長から説明がありました河川については、委員ご指摘のとおり、明渠に接続をされて釧路川に出ております。明渠自体が昭和25年から36年にかけて整備された素掘りの明渠でありまして、どんな方法でできるのかということは今考えているところですが、もともと地域会役員の方からご指摘をいただきまして、建設課と一緒に今、対応を考えているところであります。

もちろんできるだけ単費の支出を少なくしてできる方法がないかということも考えておりまして、せんだっても総合振興局の担当の方に来ていただきまして、現場を見ていただいたところなのですが、今、水利施設等についてはストックマネジメントという考え方でいろいろな施策が展開されているのですが、何せここについてはもともとかなり古い水路で、そのストックマネジメントの考え方に乗せられるかどうかというのちょっと難しいかな、なんていうような感想も聞いているところであります。

いずれにしても、総合振興局のほうには考え得るいい手だてがないかどうかということは今、照会をかけておまして、それらの返答も待ちながら、今あったように、中にたまっている土砂、それから流れを妨げている明渠内の流木等について順次手だてをしていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 私の質問、これで終わらせていただくわけでありますけれども、まちづくりの議論だとか、いわゆる屠畜場の問題だとか、これからいろいろありますけれども……

（何事か言う声あり）

○委員（館田賢治君） いや、今、聞くわけでないけれども。そうしたら、町長言って。いいよ。先に私言う前に言ってください、先ほどの話。

○委員長（川村多美男君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほど委員のほうから、屠場に対する考え方ということで、見えている未来があるのに待っているように聞こえるというぐあいには、これはどういったことなのか私ちょっと理解はできませんけれども、私がずっとこの間申し上げているのは、屠場についてどういった計画がされ、どういった規模が設置され、そして負担をどうするかが見えないので私は待っているというふうに申し上げたわけなので、待っているように見えると、聞こえるということであれば、それはそのとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（川村多美男君） 館田君。

○委員（館田賢治君） だから、私が言っているのは待っているように見えるというのはそういうことで、それはそれでいいのだと。だから、そのとおりなのですよ。だから、私は待っていてはだめなのだ。今言ったように、計画、規模、負担の問題、向こうから来るのを待っていたらだめなのだ。こうなったら、それなりに水面下でもいいから、一生懸命どういうふうになっているのか、やっぱり積極的に動いてもらいたいというのが我々なの。だから、ここで開きがあるの。だから、言ったって、これしようがないのさ。池田町長は今言ったようなことなのだから。私たちは違う場所にいるのだから。農協も大体私たちと同じような考え方になっているけれども、そういうふうになっているのだから。

だから、こうやって待っていたのではだめですよ。ほかの町だって、いろいろ手を挙げたところだってあって、一番初めに。知っていると思うけれども。そんなのだって何かの関係でちょっと手をおろしたけれども、みんなやっぱり雇用につながるとか、自分の地域の発展につながるとかといったら、こんな話でもちらっと来たら調べてみたり動いたりするものなのです。それはそれであなたの姿勢はそれでいい、そういう姿勢だから、それで私は悪いなんて言っていないよ。だから、それはそれでいい。

議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会記録

だから、全然立ち位置が違っているのだと、とりあえず今のところは。できれば早く一線に並んで、ともに協力し合ってやりたいものだなと、こう思っているだけで、なかなかこの議論が、まちづくりのこういう議論ということになると、町長とは何か立体的な議論ができないような状態にあるものだから、これはこれで仕方がない。早く立体的な議論ができるように我々も努力しますが、早く町のほうは町のほうでも情報をつかみながら、待ちの姿勢もいいけれども、やっぱり時には攻撃もするという姿勢も見せてもらってもいいのかなと、こういう気持ちはあるということです。

平成の25年、こうやってことしも終わって最後の質問に立たせていただきましたけれども、風邪も引かないで何とかことしました12月、いい年を迎えられるように頑張りたいなどと、こう思っていますので、私の質問はこれで終わりますけれども、本当にどうもありがとうございました。

終わります。

○委員長（川村多美男君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） 討論ないものと認めます。

これより議題4案を一括して採決いたします。

議題4案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川村多美男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（川村多美男君） 以上で議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会に付託された議題4案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 4時46分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

年長委員

委員長